
令和6年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第2日)

令和6年9月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和6年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の 相手	備考
1	13番 松岡 信博	1. 町長の政治倫理について ①町長の政治倫理に関する条例について。 ○町長の政治倫理に関する条例の制定についての見解。 ②町長の政治倫理の疑問点を事例ごとに伺う。 ○議員の誹謗中傷の旬刊新聞が町内に配布された件。 ○令和6年3月定例議会一般質問において町長の発言の件。	町 長	

2	3 番 橋 重文	1. 消防団の強化（機能別消防団員）について ①高鍋町消防団を強化するためにどのように考えているか。 ②高鍋町消防団の現状はどうなっているのか。 ③高鍋町消防団は、どのような行方不明者の搜索活動をしているのか。 ④寒い冬場・暑い夏場の搜索、足場の悪い場所での搜索活動はどうしているのか。 ⑤ドローンを使つての搜索活動をどう考えるか。 ⑥ドローンでの活動を業務提携しているところはあるのか。 ⑦その業者と業務提携している市町村は高鍋町だけなのか。 ⑧その業者は、人員及び機材（ドローン等）は十分で、必ず高鍋町に応援に来てもらえるのか。 ⑨何隊も同時にドローン活動することは考えていないか。 ⑩高鍋町消防団でドローン隊を発足することは出来ないか。 ⑪若い人だけでなく、特化した技術を持った人たちが機能別消防団員として加わり、町民が一緒になって防災活動することをどう考えるか。	町 長	
---	-------------	---	-----	--

		2. 肺炎球菌ワクチンの定期接種について ①肺炎球菌感染症とはどういうものか。 ②肺炎球菌ワクチンの効果はどうか。 ③健康被害が起こった場合、救済制度はあるのか。 ④肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者はどうなっているのか。 ⑤接種対象者が肺炎球菌の感染症を予防できるワクチン接種を受けるにはどうしたらよいのか。 ⑥肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者はなぜ変更になったのか。 ⑦肺炎球菌ワクチン定期接種対象外の人がワクチン接種を受けることは可能か。 ⑧肺炎球菌ワクチン接種対象外の人がワクチン接種した場合も予防接種健康被害救済制度があるのか。	町 長	
		3. 高鍋町の町木・町花について ①町木「モクセイ」について。 ②町木「タカナベカイドウ」について ③町花「ナデシコ」について	町 長 教育長	
3	1 番 日高 正則	1. 上杉鷹山公NHK大河ドラマ化推進協議会によるNHKへの陳情活動の推進について ①NHKへの陳情活動の推進にあたり、どのような思いでおられるのか伺う。 ②米沢市・朝倉市・串間市との連携は、どのようなになっているのか伺う。 ③NHKへの陳情活動の推進状況について伺う。 ④陳情活動の推進について、予算計上されているのか伺う。 ⑤今後の陳情活動について伺う。	町 長	

		2. 空き家対策について ①町長の空き家対策についての認識を伺う。 ②空き家対策計画の現状と効果について伺う。 ③高鍋町空き家バンクの取組みについて伺う。 ④高鍋町空き家支援について伺う。 ⑤令和5年度の特定期間空き家認定件数と、その後の行政指導や行政処分の内容を伺う。 ⑥今後の空き家対策の進め方について伺う。	町 長	
4	6 番 児玉 秀人	1. 農業政策について ①高鍋町の農業についてどのような展望を持っているのか。 ②農業後継者についてどのように考えているのか。 ③後継者対策や不耕作地の対応として農業法人への働きかけはあるのか。 ④企業立地奨励条例の中に農業法人を入れて改正を行うことはできないか。	町 長	
		2. 子育てについて ①高鍋町の子育てについてどのように考えているのか。 ②役場のホームページの表題に「令和6年4月分から第2子の保育料を無償化します」と出ているが、どのようなものか。 ③近隣の町村で第1子の0歳から保育料の無償化を行っているが、高鍋町ではできないか。	町 長	
		3. スケートボード場の建設について ①スカイ・ブラウン選手がパリオリンピックのスケートボード女子パークで銅メダルを2大会連続で獲得したことを受けて、蚊口浜にスケートボード場を建設することはできないか。 ②スケートボード場が出来たら、小学校のスポーツ少年団や中学校の部活動の一環として活用できるのではないか。 ③スケートボード場があることで移住促進も図られるのではないか。	町 長 教育長	

		4. 墓について ①高齢化が進み墓の持ち主が分からないところもあるのではないかとと思うが、実態はどうか。 ②町内の墓の管理及び整備はどのようになっているのか。 ③道具小路南の墓地の樹木の撤去と水道施設の設置はできないか。 ④墓地の管理団体が無い所は、町として管理について働きかけが必要ではないか。	町 長	
		5. 熱中症対応について ①町内の熱中症対策はどのようになっているのか。 ②民間のクーリングシェルターへの補助はあるのか。 ③学校の熱中症対策はどのようになっているのか。 ④熱中症対応のためのセンサーの設置はできないか。 ⑤熱中症対策の一つとして屋外で働く町職員用の空調ベストを購入することはできないか。	町 長 教育長	
		6. 津波避難について ①8月8日の地震で津波について避難タワーへ避難した人が少なかったと考えるが、町の対応はどのようになっていたのか。 ②避難タワーの管理はどのようになっているのか。 ③車での避難が多いと考えるが、津波避難として道路の一方通行はできないか。	町 長	
5	2 番 森崎 英明	1. 農畜産物の支援について ①農畜産品のブランド化について。 ②お茶価格の低迷について。	町 長	
		2. 南海トラフ地震について ①ハザードマップの確認について。 ②自治会の集会所などの一時避難所について。 ③災害時の井戸の指定について ④災害時の発電機ポンプの必要性について ⑤自家用車での避難について	町 長	

		3. 高鍋町の人口の推移について ①過去5年間出生人数は。 ②過去5年間転入、転出は。 ③高齢化率について。 ④高鍋町の現在の人口、10年後予想人口は。	町 長	
		4. 人口減少による財政問題について ①財政に与える影響は。 ②人口減少に伴う高齢化の進行により社会保障費の増加について。	町 長	

出席議員（13名）

1 番	日高 正則君	2 番	森崎 英明君
3 番	橋 重文君	5 番	春成 勇君
6 番	兒玉 秀人君	8 番	田中 義基君
10 番	森 弘道君	11 番	加藤 秀文君
12 番	樫原 富子君	13 番	松岡 信博君
14 番	緒方 直樹君	15 番	古川 誠君
16 番	永友 良和君		

欠席議員（1名）

7 番 中村 末子君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	小山 圭一君
教育長	奥村 昌美君	代表監査委員	三輪 見敏君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			横山 英二君
財政経営課長	野中 康弘君	建設管理課長	芥田 賢治君
農業政策課長	飯干 雄司君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	山下 美穂君	危機管理課長	宮越 信義君
会計管理者兼会計課長			鳥取 和弘君

町民生活課長	……………	日高 茂利君	健康保険課長	……………	井戸川 隆君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	濱本 生代君
上下水道課長	……………	渡部 忠士君	教育総務課長	……………	岩佐 康司君
社会教育課長	……………	濱本 明俊君			

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

まず、13番、松岡信博議員の質問を許します。

○13番（松岡 信博君） 13番、松岡信博。おはようございます。今回質問するに当たり、資料として旬刊新聞のコピーを配っております。旬刊新聞社に許可をもらっておりますが、著作権法第38条4項の規定により回収させていただきます。傍聴者の皆さんのお帰りの際には、2ページ、3ページ、旬刊記事だけ回収ボックスに入れてください。1ページの会議録は持ち帰って結構です。御協力よろしくお願いいたします。

それでは始めます。

今回は町民に負託を受け、行政を運営する町長の政治倫理について考えたいと思います。

現在、高鍋の町政を取り巻く政治環境は、議会議員の誹謗中傷の旬刊新聞が町内にまかれ、二代表制政治を揺るがす大変な事態となっています。二代表制政治とは、高鍋町の執行権を持つ町長とその監視役の議会が、抑制と均衡、批判とバランスで車の両輪と言われるほど大切な役目を担っています。

しかし、その議会議員に対し、悪質なその旬刊新聞をばらまき、有権者である町民に悪いイメージを与える事件が起きました。そんな議員への弾圧行為は、高鍋町議会の信頼を落としめ、議会制民主主義の仕組みを壊すことになります。

町長はその認識もなく、自身の政策に批判的な議員にいら立ち、旬刊新聞を配る手段に走ったのではないかと、町長と旬刊新聞との関係を町民から疑われております。

そこで、町長の疑惑や政治姿勢を正すためにも、全国の自治体で取り組まれている町長や市長の政治倫理に関する条例の制定が高鍋町にも必要だと考えます。町長自らの政治倫理条例の制定について、町長の考えを伺いたいと思います。

まず初めに、質問1、町長の政治倫理に関する条例を町長はどのように考えているのか。そして、次に町長の政治倫理に関する条例の制定の必要性をどのように考えるか、町長に伺います。後の質問（1）の1から（2）までは発言者席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆さん、おはようございます。

それではお答えします。

政治倫理に関する条例は、首長の政治倫理に関する事項を首長の主体的な意思に基づき法令化し、地方公共団体のルールとして運用するものと認識いたしております。

現在、本町では政治倫理の確立のための高鍋町長の資産等の公開に関する条例を制定しているところではありますが、この条例以外の高鍋町長の政治倫理に関する条例を制定するつもりはございません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それでは、先進地の事例として、福岡市長の政治倫理に関する条例を参考にしながら質問していきたいと思います。

まず、福岡市長の政治倫理に関する条例の目的第1条の条文を説明していただき、町長の見解を伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。他の地方公共団体が自律的に制定した条例の内容に関する御質問については、答弁は控えさせていただきます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。これは執行部と打ち合わせして答弁をするという話だったんですが、どういうことでしょうか。町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 今のが答弁でございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。でしたら、条例に関することはもう説明はしないということですか。

○議長（永友 良和） ちょっと待ってくださいね、町長、挙手。町長。

○町長（黒木 敏之君） 先ほど申しましたが、他の地方公共団体が自律的に制定した条例の内容に関する御質問については、答弁は控えさせていただきます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 分かりました。でしたら、答弁はしないということですので、じゃあ質問2から入っていきます。

それでは質問2ですね。町長に対する政治倫理の疑問点を事例ごとに伺います。まずは議員に対する誹謗中傷の旬刊新聞の記事が町内にまかれた問題です。

令和4年に2回、今年の3月と4月の2回、合計4回まかれました。この問題は選挙に出る議員にとって、有権者である町民への悪質なイメージ操作です。その事件に黒木町長が関わっているのではないかと町民から疑われております。

そこで質問をいたします。今年6月定例会の一般質問において、裁判費用の詳細情報がなぜ旬刊新聞に載ったのかの質問を町長にしました。町長答弁では、「予算書等で広報し

ているので、調べればすぐ分かる」と言っておりました。しかし、予算書や議案説明資料には詳細情報は載っていません。

そこで伺います。町長は3月議会で答弁した弁護士費用の内容を、総務課にどのような指示をして調べさせたのか。町長に伺います。参考資料は2ページの旬刊新聞の資料①です。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時08分休憩

.....

午前10時08分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。総務課に調べさせたことはございません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。でしたら、町長の発言、1ページの発言、発言④ですね。ここで町長の答弁の中に、「弁護士に払った費用は788万674円であり、高鍋町の弁護士費用は1,000万円にもなる多大な被害でありました」という発言をしていますけれども、担当課のほうに問合せたと思いますが、そのことを伺っております。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時09分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。この数字につきましては、訴訟の住民監査請求とか訴訟があるたびに、私自身で確認しております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。旬刊新聞に載った弁護士費用の詳細は、裁判ごとにまとめられており、役場の担当職員でなければ出せない情報と考えます。旬刊新聞がどのような方法で、弁護士費用の情報を手に入れたのか、町長の見解を伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。旬刊新聞、町が関与するはずもございませんし、そのような情報は、裁判の結果とかそういうことですね。すぐ分かる情報ではないかと私は思いますが、私が自分で調べることはできます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番、松岡信博。2ページの旬刊新聞の下の方、1番ですね。これだけの詳細な弁護士費用の詳細が、着手金まで、報酬まで、このような情報が調

べればすぐ分かるなんて考えられません。答弁をお願いします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町はそういうことを関与するはずもございませんし、そういうことを新聞社に出すこともございません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。らちが明きませんので、前回6月定例会の一般質問の答弁において、町長は明らかにうそをつきました。町長が担当職員に調べさせた弁護士費用の詳細を、旬刊新聞に流したのではないかと町長の関与が疑われます。町長は、御自身の身の潔白と事実を明らかにするため、責任を強く感じていただきたいと思います。

それでは、町長の発言についての質問を行います。

令和6年3月定例会の一般質問で、私の質問内容に対し、町長は、「そのような発言は差別発言と捉えて全くおかしい」と言われております。そこで6月議会一般質問において、どのような理由で差別発言と言われたのか質問をしたところ、「発言内容が差別的だったから」と町長は答弁されました。

それでは、3月議会で私が質問した会議録を読み上げますので、差別的と感じた内容の箇所を町長に伺います。

では、読み上げます。参考資料は1ページの会議録の発言資料①です。

「企業立地奨励条例の雇用助成金は、パート従業員を5名以上雇用すれば、1名につき30万円の補助金を出しています。その補助金は、町民やベトナムの人ではなく企業に出しております。それは働く場所がなかったときの制度であって、働く場所があっても人手が足りない状況では、時代にそぐわない助成金制度と考えます。ましてやパート従業員5名以上を1年間雇用すれば、最高5,000万円の補助金を出すことが、高鍋町や町民のためになるはずがありません。企業立地を名目に高額な補助金を費用対効果も考えず、一部企業にばらまくような制度は時代錯誤と考えます。条例を改正する必要があると考えますが、町長が改正をしないのであれば、その理由をお聞かせください」とこのような質問の内容です。

町長は、この質問のどこの箇所が差別的な内容と捉えたのか、町長に伺います。1ページの会議録発言資料は②です。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 同じ質問に答えるというのは同じ答えになりますけれども、ベトナムの方もほかの高鍋町民と同じく同じ納税をしておられるので、そのような発言は差別発言と捉えて全くおかしいと。なぜベトナム人という名前を出されるのか、私は分かりません。これから外国の人を日本をはじめ、この地域において特に農業とか様々な産業で雇用を進めていくことがあるわけです。人口減少の中、そのような発言に対しては非常に大きな問題を感じますが、その中でお答えをさせていただいたわけでございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長の言う差別発言などない私の質問に対し、町長以外の誰が差別発言だと感じるのでしょうか。町長は私の発言をベトナム人への人種差別発言にしたかっただけではないのでしょうか。

では、次に3月18日の本会議場での町長発言の内容と、旬刊新聞4月15日発行の記事を読み比べてみます。

私の質問の会議録は先ほど読み上げましたが、差別的表現は一切しておりません。差別的内容と受け取ったのは、恐らく町長だけだと思います。町長がつくり出した差別発言を旬刊新聞は全面に打ち出しています。

2ページです。旬刊新聞の見出しは「高鍋町議また差別発言」となっています。

それでは、旬刊新聞記事を読み上げます。2ページの旬刊資料②です。

今年定例会の一般質問3月18日では、奨励金を支払った先がベトナム人を雇っているなど、婉曲的な発言だったものの、全体の内容からするとベトナム人を差別した発言に受け取れた。議会関係者に聞き取りと旬刊新聞の記事にあります。町長がつくり出したありもしない差別発言を、いかにもあったようにでっち上げられています。

そこで伺います。旬刊新聞が聞き取りをした議会関係者とは町長だったと思われますが、その事実を町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 私だけが差別を感じたというよりは、私は南薩食鳥の澤田工場長が非常に怒っておられることを、私は散歩の途中に伺いましたし、町内にはベトナムの方を雇用している会社や農業法人がたくさんございますので、そのような方も同じような認識であるということを、私が聞く前におっしゃっておられました。

また、さきに6月の議会でも答弁しましたが、本件に関しまして、新聞社等は何の関与もしておりません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番、松岡信博。4月15日の時点では、3月議会の会議録ができておりません。旬刊新聞はどのようにして裁判費用の情報や一般質問の会議録を手に入れたのか、大変不思議です。

では、次に同じく3月18日、一般質問の反問権による町長の発言の会議録を読み上げます。町長が語った言葉です。1ページ、発言資料は④です。

自治体は裁判となれば弁護士を立てることとなり、この商工会議所の家賃裁判で高鍋町が弁護士に支払った費用は788万674円であり、棄却という受け付けられもしないような内容の訴訟に、高鍋町は高額な損失を受けました。ちなみに松岡信博議員のその他を含めた訴訟は5件にも及び、裁判所の判決は全て棄却であり、高鍋町の弁護士費用は1,000万円にもなる多大な被害でありますと町長は言っておられます。

それを強調するかのように、4月15日の旬刊新聞の3ページの見出しに、弁護士費用など1,000万円、町に重大な損害を与えるとあり、記事内容を読み上げます。3ペー

ジ、旬刊資料は③です。

町がこれらの裁判、控訴等を含め4回で支払った費用、弁護士費用等はなんと1,000万円に上る。しかも松岡議員が提訴した案件は全て裁判所から棄却されたと旬刊新聞記事にあります。これも町長発言と同じ内容で、表現方法は変えていますが、意味や内容は全て同じものです。

それでは伺います。町民から訴えられる原因をつくった行政執行者として、政治倫理を踏まえ、町長は住民訴訟で町民から訴えられたことについて、どのように考えているのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議会の答弁は、議会で聞かれた方が記憶されたりするでしょうし、さきの6月の議会でも答弁したとおり、本件に関しては何の関与もしておりません。

また、住民監査請求を受ける、これは真摯に受け止めます。ただ、全て却下、いわゆる裁判所が受け付けないと、そのような内容であったことも受け止めているところでございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長は反省する気さえありません。政治倫理において、致命的な欠陥と感じます。

次に、同じく3月18日の一般質問において、企業立地奨励条例の改正が必要であるとの私の意見に対し、町長の発言は議員を侮辱するものでした。町長発言の会議録を読み上げます。1ページの発言資料は③です。

この条例を改正すべきであるとすれば、平成8年度に企業立地奨励条例に申請され、これ申請日が平成8年3月13日、指定日平成8年3月29日、その支援を受け、平成8年から10年まで支援並びに3年間の固定資産免除を受けられ、その後倒産したという企業がございまして。高鍋町の恩恵を受けながら、企業奨励条例が設置されて以来、唯一恥ずべき事例があります。何という企業が御存じでしょうか。もしその方がこの企業奨励を受けながら否定されるということには、大変違和感を感じざるを得ませんと町長発言が会議録に載っています。

同じように、4月15日の旬刊新聞の2ページの見出しに、松岡議員、恩恵を受けながらとあります。町長発言の高鍋町の恩恵を受けながらと、全く同じ意味です。記事を読み上げます。3ページ、旬刊資料は④です。

1996年、平成8年、当時、雇用促進奨励制度はなかったが、松岡町議が経営していた松岡製帽所が、町から固定資産税の3年間免除を受けている。高鍋町によると、当時の制度の趣旨目的は、現在の同奨励金と同じという。しかし同製帽所は、2005年、平成17年8月に倒産している。結果的に制度を利用しただけで、町の雇用に貢献することはできなかったというわけだと、旬刊記事には書いてあります。

町長発言にある、倒産経験というハンディに付け込み、人格を否定する人権侵害発言を強調するかのよう、記事がまとめられています。このような町長の議会本会議場での発言と同じ言葉で、同じ内容が会議録もないのに、3度も旬刊新聞の記事になるということは、どのようなことが考えられるか、町長の見解を伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。まず、その新聞は私は基本的に読みませんし、関与も全くしておりませんので、言ったとおりでございます。まず、私は施政方針、8年間同じでございます。基本的に何を言っているか、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生、これが私のビジョンです。

まちづくりの理念、農畜産業が豊かになってこそ商工業はうるおい町は元気になるという理念の下に、3つのまちづくりの柱、産業振興、教育・福祉・子育て・高齢者支援、防災・住環境ですね。この3つの柱です。そして、成すべき10項目を言っております。

1つ目が農畜産業の支援、2つ目が商工業支援、3つ目が企業誘致雇用の促進、4番目が観光促進、5番目が高齢者、子育て、福祉の充実、6番目が教育支援、文教の町の再生、7番目が社会教育の推進、8番目が防災環境整備、美しい高鍋づくり、9番目が人口増加、移住定住支援、10番目が役場の活性化の推進というようなことを毎年申し上げておまして、この企業誘致となりますと、森の中の木の話、あるいは重箱の隅の話だけに集中してのことでお答えしますが、まず企業誘致、私はどこもやるわけで、何が大事かといいますと、企業は継続しながら固定資産税を払い雇用を守っていく、これが最も重要なわけです。

この企業誘致のその目的を外れて、誘致した企業が倒産するということは、やはり許されないことです。これはやはりそのときに企業誘致を認め、その認可をしたということが非常に大きな欠点であり、唯一あるのが、私がもうした欠点になる企業の倒産でございます。

そのことはお伝えする必要がありますし、しかも、企業誘致を反対する方が実は恩恵を受けながら、その目的を達成しないままにまた反対をされるというのは、私は理解しない、できないというので、そのときに申したことであり、その申したことは傍聴者は誰もが聞いておられますし、また傍聴された方からそんな話が行ったり、あるいはそういう情報は調べればすぐ分かることでございますし、これ商工業者の町内の方は皆さん御存じでございます。

また細かいことを言うと大きい話になりますけれども、誰もが知っている事実であることであるという認識があつてのことで、その新聞に載っている、載っていないというのはあるのではないかというふうに、私は認識しております。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時27分再開

○議長（永友 良和） じゃあ、再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 何度も申しますが、私は全く関与はしておりません。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（永友 良和） はい。

○13番（松岡 信博君） 関与はしていないけど、同じだったのはどういう見解ですか。じゃあ、関与していないというだけですか。何で同じですか。意見が。

○議長（永友 良和） 新聞と町長、今、ちょっと待ってくださいね。暫時休憩しますけど。

午前10時27分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。全く関与していないというのがお答えですけど、新聞ですか、見たことないですけど、その新聞と私の意見、あるいは町民の皆さんの様々な人の意見が一致することに関しては、それがなぜかというのは私はいろんな情報があるのかなというふうにしか思いません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。旬刊新聞記事に高鍋町によると、との高鍋町関係者に取材をしたかのような表現をしています。これらの記事は先ほども言ったように、町長の言葉が記事になっていますので、恐らく町長に取材をしなければ書けない内容と考えますが、町長が旬刊新聞の取材を受け、話をしたと考えられますが、その事実はと言っても知りませんと言いますよね。

○町長（黒木 敏之君） 全く関与しておりません。

○13番（松岡 信博君） はい。じゃあ結構です。

じゃあ、次に同じく3月18日に町長が発言した内容を読み上げます。1ページ、会議録発言資料は⑤です。

松岡議員は平成22年4月に観光協会に就職された。当時、観光協会の会長は私、黒木敏之でした。仕事がないと懇願され、当時の小澤町長にお願いし、無理を言って予算を設けていただき、しかし、その後半年も経たず町会議員に出られるということで大変な思いをしながら私がほとんど後援会長のような立場で応援をした記憶がございます。その後、会計処理が大変だったわけですが、半年もおられませんでしたので、観光協会などどのような業務が担っているのか御存じないので、それでは御説明させていただきます。半年しかいなかった観光協会のことだという町長の答弁でした。

またもや町長がしゃべった発言と同じ内容が、4月15日の旬刊新聞に記事として載っ

ています。町長発言と旬刊記事とが一致する4つ目になります。

3 ページ旬刊資料⑤です。

旬刊新聞2面の記事の見出しに、委託業を放り出して辞職、観光協会関係者は無責任とあります。記事を読み上げます。

高鍋町観光協会を取材した際には、無責任という言葉が飛び出した。松岡町議は2010年、平成22年4月から10月までの約半年間、同観光協会の事務局長を務めている。僅か半年だったのは、辞職直後の町議選に出馬するためだったという。ところがイベントなど、町からの委託業務を放り出したまま、事務局長を辞めたというのだ。まさに後は野となれ山となれといった文字通りの無責任極まりない人間の典型だ。高鍋観光協会の関係者は、事務局長としてやった業務は海水浴場の開設だけと当時を振り返る。それもオープンに合わせて、傘を自分の身内の会社ミルカンパニーに発注しただけ。事務局長を辞めた後、協会のメンバーは後始末で大忙しだったとの高鍋町観光協会にまつわる内容が、旬刊新聞の記事に掲載されております。

町長発言と旬刊新聞の記事内容が、これほどまでにつながっていれば弁解の余地はありません。議会本会議場で町長が答弁した差別発言、弁護士費用の漏洩問題、倒産者への人権侵害、ハラスメント発言、それらに続き観光協会の議員侮辱発言が旬刊新聞の記事となっております。意味や内容は全て町長発言と同じです。これが偶然ですかね。議会本会議場は録音ができません。会議録も作成されていない4月の時点で、町長発言を聞き取り、まとめて記事にすることは不可能です。旬刊新聞の記者は議会傍聴には来ていません。町長が言ったことをそのまま記事にしていることから、町長が旬刊新聞に書かせたと疑われます。これだけの証拠があるこの状況を、町長はどのように思われるのか。町長の見解を伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 私は全く関与しておりません。余り余計なことを言うといけません、取材をすれば、これ全てすぐ観光協会は非常に多くの方がおられますし、取材をすればすぐ分かる事実であることは、多くの方が認識しておられます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長にとって、旬刊新聞は都合のいい宣伝媒体に見えます。町長発言と旬刊新聞の共通点が議員を侮辱していることが何よりもの証拠です。町長が旬刊新聞を都合よく使って、議員の名誉を傷つけていることは明らかです。言い訳はできないと思いますが、町長御自身の弁解、申し開きの説明をしてください。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。私は旬刊新聞を読みませんし、全く関与はしていません。ただ、私の悪口が書いてあるというのは何度も聞いたことがございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長と旬刊新聞が同じ内容で議員を侮辱していること

から、口裏を合わせていることが伺えます。首謀者が町長だったら大変な問題です。議員に対するハラスメント行為として、議会では100条委員会、名誉棄損では刑事告訴も考えなければなりません。そうすると、高鍋町はまた弁護士費用を払うことになります。高鍋町議会に対しても、議会軽視及び侮辱行為に当たります。

では、次の質問です。

前回、6月定例会で町長は答弁拒否をされましたが、平成25年に私が前小澤町長と町長選挙を戦ったとき、平成24年12月17日に黒木敏之氏、今の町長が当時電話で誹謗中傷の怪文書が出回るのは常套手段だ。選挙にありがちなものでとめられない。家族がかわいそうだ。3世代まで恥をかくので、町長選挙の出馬をやめなさいと私を脅迫しました。町長の考えでは誹謗中傷の怪文書は、選挙では常套手段と考えているのか、伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。これは少し真面目に答えますが、私は松岡議員が町会議員に出るといので、観光協会に来られて、後援会長を務めさせていただき多くの方の御支援を得ました。

ただ、議員を全うすることなく途中で町長選に出るということで、私の関係者あるいは議員を応援した方から裏切り行為だと、議員にはなるように勧められたから押すが、町長になってくれとは言っていないと、黒木さん何とかしてくれということでお電話をした次第です。

そしたら録音しておられたようでございまして、いろいろと何でしょうか、訴えられたということではありますが、本意は議員を全うせずに途中から押した有権者を無視して町長選に出るという行為をとめてくれと依頼されて、これは本当にとめなきゃいけないという思いで伝えたわけでございます。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

.....

午前10時36分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 誹謗中傷が常套手段ということに関しましては、今まで述べたとおりでございます。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。誹謗中傷の怪文書、私は作成したこともありませんし、そういう文書は全く関与もしておりません。そういうことがあっていいとは全く思っておりません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。黒木町長は、当時、選挙妨害の疑いで高鍋警察署刑事課捜査第2係の刑事より、取り調べを受けました。その後、今度やったら選挙妨害で逮捕すると刑事から言われたと、黒木敏之氏本人から私に連絡が入りました。そのときの電話の録音データや刑事告訴の告訴状が今も残っております。怪文書と旬刊新聞とは同じ手法であるため伺います。

町長はなぜ当時そのような選挙妨害をしたのか、先ほどころろつと言われましたけれども、もう一度説明してください。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 選挙妨害とは警察の方が、確かに私が松岡議員に話していたら録音しておられたということで、これ池田議員もお前の録音取っているぞと、みんなあなたに関連している方は持っておられましたけれども、町議を全うせず、途中から町長選に出るとはどういうことだということでとめた事実を全部録音しておられて、警察の方はこうおっしゃいました。「それは訴えるほうが、選挙妨害として訴えてくるのがございますので気をつけてください」というお話を受けたように記憶しております。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。当時、黒木敏之氏は友情のため忠告したとききれい言を言っていました。しかし、事実は違います。平成25年に作成した告訴状の一部を読み上げます。

黒木敏之の発言は税金の未納問題、隠し子がいるなどといったことが書かれている誹謗中傷のビラが出回るから、立候補すれば不利益があると示した上で、家族がかわいそうだ、3世代まで恥をかく、たたけばほりが出るから町長選挙の出馬はやめなさいなどと松岡信博に出馬をやめるよう迫ったもので、特に「消防団OBの〇〇さんを怒らせたら大変なことになる」といった発言は、友情から出馬をやめさせようとする者の発言とは考えがたいものがあって、不利益による圧力を松岡信博にかけて立候補を断念させようとしたものと言えるが告訴状には書かれています。

でたらめなビラの内容で私を脅迫しておきながら、友情で忠告したとは信じられません。誹謗中傷のビラを配る手法は旬刊新聞記事を配るのと全く同じ手法です。

それでは、次に平成25年当時、宮崎県警にも相談に行き、「告訴状を出せば受理します」と言われましたが、刑事告訴はしませんでした。しかし、現在このような事件が起きるのであれば、刑事告訴をしておくべきだったと後悔しております。

そこで、町長の倫理観を伺います。町長は選挙妨害について、どのような認識を持っておられるのか伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。誹謗中傷の文書を私が出すということは全くあり得ません。また、消防団OBのお名前が出ましたが、消防団OBにも松岡議員に入れてほしいという、私が一生懸命お願いに行った方でございます。いろんな方を巻き込んでおりますので、個人で突っ走って、町議を全うせずに途中でやめられることは、本当に応援した方の意思を無視する行為であり、そのことはいろんな（ ）で御意見をしました。

それから告訴状は、告訴すれば内容は告訴した人のおりの告訴状になりますので、告訴した人の内容が書き留められるということでございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。誹謗中傷の怪文書を配るのが常套手段と考えている町長が、旬刊新聞に記事を書かせ、町内にばらまかせたのではないかと、町民から疑われております。町長にその事実を伺います。説明してください。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 何度も申しておりますが、全く関与をしておりません。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。町長が関与を認めるとは思いませんが、なぜこのような質問をするかという、平成24年に怪文書が出ると黒木敏之氏に脅されましたが、高鍋警察署の刑事が動き出したら怪文書は出ませんでした。当時、黒木敏之氏が怪文書の作成や配布に関与したことは明らかと考えられます。そのため、黒木町長が今回の事件にも関係しているものではないかと町民から疑われております。

もし、町長が首謀者なら、町長としての責任を取らなければなりません。黒木町長のハラスメント行為の疑いは、令和4年にあった2名の議員の名誉を傷つける悪質な旬刊新聞を町内6,000世帯に郵送する事件にもつながります。選挙人名簿や商工会議所会員名簿、地位を利用して悪用したと疑われます。

今現在、全国で話題になっている知事や市長のハラスメント行為が、この高鍋町でも起こっているのではないかと危惧されます。行政執行者の不適切な行為は断じて許してはなりません。しっかり追及すべきと考えます。

それでは、次に令和6年3月定例会、一般質問の高鍋町観光協会の質問に対する町長答弁について伺います。

まず、町長答弁の内容の会議録を読み上げます。1ページ、発言資料は⑤です。

松岡議員は、平成22年4月観光協会に就職された。当時、観光協会の会長は私、黒木敏之でした。仕事がないと懇願され、当時の小澤町長にお願いし、無理を言って予算を設けていただき、しかしその後半年も経たず町会議員に出られるということで、大変な思いをしながら私がほとんど後援会長のような立場で応援をした記憶がございます。その後、会計処理が大変だったわけですが、半年もおられませんので、観光協会などどのような業務が担っているのか御存じないので、それでは御説明をさせていただきます。半年

しかいなかった観光協会のことですという町長の答弁でした。

何の目的でこのような答弁をしたのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。質問があったから答えただけでございます。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時45分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

町長。

○町長（黒木 敏之君） 言葉が足りないなら、観光協会の話をされましたので、内容を説明することが、その答えの一部であるという判断であったと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 質問が、補助費については、高鍋町観光協会の補助金が問題と考えております。補助費の抑制のため、高鍋町観光協会の補助金年840万円、本年予算は870万円となっておりますが、その必要性や検証を行い、縮減を行うべきと考えますが、どう考えるかということに答えております。

半年しかおられなかったもので、観光協会の内容が分かっておられないでしょうし、決算もしておられないと、そのような御自身が観光協会に半年おられたことの内容についての説明が必要であったので、答弁をさせていただいた次第でございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。それでは、町長の発言に、仕事がないと懇願され、当時、小澤町長にお願いし、無理を言って予算を設けていただきましたとありますが、役場の人員の採用は公募が原則とされています。事務局長に就任させるため、当時の小澤町長に公募をしたかたように見せかけて、便宜を図るよう頼んだのか、町長に伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。観光協会は役場ではございませんので、観光協会の会長として、観光協会の予算を役場のほうへ要求するというのは当然の行為でございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。まだそのときは役場の職員としての採用でした。まだ独立していませんでした、観光協会は。うそを言わないでください。

当時、観光協会の黒木会長が前小澤町長に頼んだように、口利きで採用する人事が、今の黒木町政でも行われているのか、伺います。

○議長（永友 良和） 松岡議員、もう1回いいですか、質問、今の。

○13番（松岡 信博君） はい。じゃあ、ちょっと時間をとめてね。当時、観光協会の黒木会長が前小澤町長に頼んだように、口利きで採用する人事が、今の黒木町政でも行われ

ているのか、伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。そのようなことがあってはいけないというふうに常々考えております。公正で正しいのが行政でございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。昔の話とはいえ、公務員法に抵触するような話ではないかと感じます。だからこそ、町長の政治倫理条例が必要になります。

それでは、令和6年3月第1回定例会の一般質問の町長発言に対し、抗議をいたします。

黒木町長は、議員を侮辱し、おとしめる目的で、事実と異なる発言をしました。私は、高鍋町灯籠まつりを提案、実行した発起人です。その実績を見込まれて、高鍋町観光協会を民間に移行する目的で、当時会長の黒木敏之氏に頼まれて、事務局長に就任しました。

町長が言う、仕事がないから無理して会長にお願いしたわけではありません。それに、私は事務局長の半年間で観光協会の基礎をつくりました。まず、景観委員会やまちづくり委員会、広報委員会など様々な委員会を立ち上げ、町民や事業主を巻き込み、組織化、協力者を増やしました。

海水浴場の開設に向け、管理棟の横にあった海の家廃墟を住宅金融公庫と交渉し、不良債権の担保を抜き解体し整備しました。蚊口浜を清掃するビーチクリーン活動も、蚊口子ども会の協力から、町全体のボランティア団体に呼びかけ、1,000人規模にしました。海水浴場は、ビーチパラソルにビーチベッドを設置し、リゾート感覚の海水浴場としました。

広報は、観光協会の番組をSNSでライブ配信し、初めて海水浴場の来場者が1万人を超えました。監視員も警備保障からサーファーのライフセーバーに変え、東児湯消防に依頼し、海水浴場の水難事故救助訓練を行いました。子どもビーチラグビー大会の開催や、ビーチバレーのコートを設置し、ビーチスポーツを推奨しようとしていました。

そのような様々な新しい事業を行いました。しかし、就任当初、役場担当課の不手際で、県の雇用助成金の申請忘れを理由に、事務局長の給与の支払いができず、黒木会長が責任を取る形で、黒木本店から給与が支払われることになりました。しかし、私はその状況が嫌で議員選挙に立候補し、問題なく事務局長を辞任しました。また、会計処理、経理は専属の嘱託職員が勤務していたので問題はありません。

町長がこのように議員を侮辱する。その発言を、議場で平気でするようでは、町民の代表、行政執行者としての品格が問われます。事実を歪曲し、本会議場で虚偽答弁をしたことは、議員に対する侮辱イコールハラスメント行為に当たります。町長に強く抗議し、発言の撤回と謝罪を求めます。どうぞ、町長、謝罪してください。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 今、おっしゃったことは、全く認識しておりませんでした。それだけのことを半年間でやられたとすれば、すばらしかったんだなというふうな認識です。

あと、黒木本店と会社名を出されると、ほかの従業員の皆さんの名誉ですが、社員でない方に会社から給料を払うと、決算時に問題になりますので、そういうことはしておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番。本会議場で軽々しくそをつくようでは、行政執行者として不適切で不適格、資格がないように感じてしまいます。

それでは、最後に、私が条例の制定を求める町長の政治倫理条例とは、行政のトップである町長の政治や行政運営の公平性や透明性が損なわれ、町民が政治に対する信頼を失わないよう制定するものです。

黒木町長が自分の政策を実現させようという意欲は分かります。しかし、政策を無理強いするあまり、役場職員の助言を聞かず、気に入らなければ人事権を悪用し、部署を飛ばすとまでうわさされています。挙げ句の果てに、議員の誹謗中傷の旬刊新聞を、町内にばらまくことまで疑われるようでは、自治体のトップとしての質や品格を問われてしまいます。

町長は、町民の代表としてもっと町民や役場職員の声に耳を傾け、議員の忠告にも真摯に向き合い、理解できるよう努力すべきです。そのためには、町長の政治倫理の条例の制定が必要不可欠と考えます。町民の代表として行政を運営する町長に、襟を正すよう求め、13番、松岡信博の一般質問を終わります。時間が超過したことについては申し訳ございません。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で、松岡信博議員の一般質問を終わります。

次に、3番、橋重文議員ですが、ここでしばらく休憩いたしたいと思います。11時5分より再開いたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、3番、橋重文議員の質問を許します。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。本日は傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、質問事項1、消防団の強化（機能別消防団員）についてから質問させていただきます。

平成7年の阪神淡路大震災及び平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されました。この法律は地域防災のための総力結集に向け、国や地方公共団体が大きな責務を負っていることはもちろんのこと、住民の皆様がお1人で、あるいは自主防災組織の一員として、地域の防災活動に積極的に参加するよう努めることとしております。

また、地域防災の中核として消防団の存在を重視しており、消防団は将来にわたり地域防災力の中核として、欠くことのできない代替性のない存在であるとして、国や地方公共団体はその強化のために重要な措置を講ずるものとなっております。

それでは、町長は消防団を強化するためにどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

以上、登壇での質問とし、質問事項1、消防団の強化（機能別消防団）についての2から11、質問事項2、肺炎球菌ワクチンの定期接種についての1から8、質問事項3、高鍋町の町木・町花についての1から3につきましては、発言者席からお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えします。

消防団の強化についてでございますが、高鍋町消防団につきましては、近年、全団員の様々な意見を取り入れ、団員の負担軽減を図るだけでなく、より実践的な消火活動ができるよう、機器の操作に不慣れな新人を中心とした操作方法習得訓練やホース中継と各部の連携強化などを実施してまいりました。

また、最近では図上訓練も積極的に取り入れ、狭い道路や水利確保が難しい地域などでも想定し、火災などに備えていると報告を受けております。

町といたしましては、必要な資機材を配備するだけでなく、部長以下全団員が災害時にどのような対応をするべきか、自ら考える力を磨いていくことや団員が活動しやすい環境を整備していくことが、消防団の強化に必要なことと考えております。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。消防団員は、普通は仕事を持っておられまして、災害等が発生したら災害現場等へ駆けつける大変な任務になっているわけですが、高鍋町消防団の現況はどうなっているのか、お伺いいたします。

まずは、高鍋町消防団員の定数及び実数はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。現在、高鍋町消防団員の条例定数は285名、実数は228名となっております。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。実数の変化はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。団員数の変化につきましては、5年前の

令和2年度243名から本年度は228名とやや減少をしております。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。報酬額はどうか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。階級により年間の報酬額は異なりますが、基本となる団員階級の報酬は年間3万7,000円に加え、火災等の防災活動への出動報酬が日額8,000円、4時間未満の場合は4,000円、訓練等への費用弁償は日額2,000円となっております。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。それでは、平均年齢はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。全団員の平均年齢は約37歳、機能別団員を除くと約36歳となります。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。他の町村と比べるとどうなっておりますか、伺います。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。児湯郡内のほかの町と比較をいたしますと、まず定数については木城町の160人から都農町の360人まで幅広く、実数につきましては定数のおおむね80%から90%弱となっております。

次に、実数の変化につきましては、一部増加している自治体もございますが、その他の自治体では近年減少傾向で、5年前と比較しますと6%前後減少しております。

次に、年間の報酬額につきましては、個別に副部長やラップ隊員の額を設けておられるところもございますが、団長以下ほぼ同額でございます。

活動報酬につきましては、災害時等の出動報酬を日額8,000円、訓練時の出動に対する費用弁償を2,000円と定めているところがほとんどでございますが、一部時給で定めている町もございます。

最後に、平均年齢につきましては、34.5歳から40.53歳で、高鍋町は3番目となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。どの町においても団員確保が厳しくなっているように思いますが、それでは消防団の災害等の出動について、少しお尋ねいたしたいと思えます。

火災、風水害、搜索活動等ありますが、搜索活動についてお伺いいたします。高鍋町消

防団はどのような行方不明者の搜索活動をしているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。行方不明者の搜索につきましては、高鍋警察署や東児湯消防組合など関係機関と連携を図りながら、得られた情報を基に、徒歩、自転車、車両での搜索、公共交通機関への情報提供依頼、地元企業等への監視カメラの映像確認依頼をさせていただき、搜索活動を行っております。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。消防団の方もいろいろな方法で搜索活動をやっておられることに、本当に敬意を表したいと思いますけど、その中で寒い冬場とか、今年のような暑い夏場の搜索、足場の悪い場所での搜索活動はどうしているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。寒い冬場、暑い夏場の搜索に当たりましては、部で統一した服装であれば季節に応じた服装での搜索を許可していると伺っております。

また、足場の悪い場所での搜索活動につきましては、現場に応じて幹部の方々が安全確保について指導をされるほか、毎年4月の部長会時に団員の安全確保に関する文書を配付するとともに、団員の本来の仕事に影響がないよう配慮するなど、周知をしているところでございます。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。寒い冬場、暑い夏場の搜索では体力の消耗が激しく、ボランティアでやっておられる消防団員にとっては、本来の仕事にも大変影響が生じます。また、足場の悪い場所での搜索活動は、生命、身体にも危険がもたらされます。

そのような状況の中、小林市の消防団ドローン隊が3月に発足しました。消防団によるドローン運用は県内初とありまして、周囲の期待は大きくなっております。初代の隊長さんは、5年ほど前に趣味でドローンを始め、団員との雑談で団活動に使えるのではとなり、試験的に搜索現場で使うと、川沿いや山間で歩いて行くのが難しい場所にもドローンは難なく到達、視界の悪い、背の高い飼料作物の畑でも上空から見れば一目瞭然だった。このため4年前に所属する第9分団第4部が独自にドローンを導入し、今回の発足につながったと聞いております。

そこで、このドローンを使つての搜索活動はどう考えるか、伺います。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。ドローンを使つての搜索活動につきましては、町が1台所有するドローンを活用し、高鍋町消防団が搜索活動に使用した実績がございます。ドローンを活用した搜索は、崖下や谷底など、人が行くのに困難あるいは危険な場所も搜索することができるなど、搜索の範囲の拡大や搜索者自身の危険度を減らし、安全を確保できる利点があると認識しているところでございます。

○議長（永友 良和） 3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。ドローンを使っておられということで、有効な活動をされていることではありますが、それでは災害が発生した場合、ドローンでの活動を業務提携している業者はあるのか、伺います。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。災害事等においてドローンを用いた支援協力などにつきましては、現在、県内の業者 2 社と災害時連携協定を締結しております。

○議長（永友 良和） 3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。高鍋町では、多分、宮崎市の業者と思われませんが、2 社とドローン活動での業務提携をしているということではありますが、その会社と業務を提携している市町村は高鍋町だけなのか、伺います。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。2 社のうちどちらの業者に関しましても、当町を含む複数の市町村との業務連携を行っていると同っております。

○議長（永友 良和） 3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。幾つかの市町村と業務提携しているということではありますが、その業者は人員及び機材、ドローン等は十分で、災害等があった場合、必ず高鍋町に応援に来てもらうのか、伺います。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。災害の状況にもよりますが、事業者の人員の確保や資機材の保有状況にも限度があることから、複数の市町村において災害が発生した場合の応援体制については、十分な応援を受けることができない場合もあるものと考えております。

○議長（永友 良和） 3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。複数の市町村と業務提携しているということ。そうなった場合に、高鍋町に来てもらうことは難しくなってくるかと思います。万が一、高鍋町に応援に来ていただくことがあっても、現場が 1 か所とは限りません。東児湯消防本部もドローンを活動することも可能なわけではありますが、大規模な災害が発生した場合など、消防署としての人員の余裕はありません。消防署がドローン活動したとしても、何体も同時にドローン活動することは考えられないのか、伺います。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。大規模災害時のどのような場所、どのようなドローンを使用して、どのような活動をするのかがちょっと不明な部分もございますが、一般的に平時に消防団が行う行方不明者の搜索、大規模災害時の被害状況の調査などでドローンは活用できるというふうに考えておりますが、発災後、1 分 1 秒を争う要救助者の搜索や救助活動では、近隣の方の協力や通報などが有効であると考えますので、現時

点ではドローンを活用する考えはございません。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。先ほど消防団の状況も聞きましたが、高鍋町消防団もなかなか新規入団者も少なくなっているところでございます。

町内にはドローンを仕事や趣味で扱っているおられる方もおられると思います。そこで提案ですが、このドローンですが町長は高鍋町消防団でドローン隊を発足することはできないか、伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。高鍋町消防団でドローン隊を発足することができないかとの御質疑でございますが、消防団幹部とも協議した結果、消防団員数も減少する中、新たにドローン隊を発足させることは難しいと判断しております。

ただし、行方不明者の捜索などで、ドローンの活用は有効な手段であることから、現団員の中から希望者を支援、育成し、複数名がドローンを操作できる体制を整備することは望ましいと考えておりますので、今後もドローンの活用方法などについて、幹部の方々と検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。東児湯消防本部がライオンズクラブからドローン1台をいただいたのを契機として、ドローンでの活動することになったわけではありますが、そのときに指導していただきました方が、自分の機材を使って消防団活動に加わってやりたいとも言っておられます。年齢的なものもありますので、日頃の火災現場等の体力を存分に使用する活動は難しいと思いますが、機能別消防分団ドローン隊としての活動はできると考えます。技術は十分にありますし、指導力もありますので、大変心強く大変ありがたいことであると考えます。

それに2社と協定を結んでおられる町外の業者と違って、高鍋町在住でありますので、地元であるためすぐに駆けつけることができます。

町長は若い人だけでなく、特化した技術を持った人たちが機能別消防団員として加わり、町民が一緒になって防災活動することをどう考えるか、伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。機能別消防団員の入団資格など検討すべき課題もございますが、消防団が町民の方と連携することで、その機能をより充実していくことは重要であると考えておりますので、機能別団員の在り方や民間企業等との連携方法について、各部の意向を踏まえた上で幹部の方々と検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。今回の提案であります、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨に合致するものと私は考えます。

最初は機能別消防団員分団のドローン隊であっても、優れた指導者の下でやっていけば

興味を持つ者も増え、消防団員が増えることも考えられます。高鍋町消防団や高鍋町町民といたしても、大変ありがたいことであります。

今回はドローン隊に目を向けましたが、バイク隊、水上バイク隊なども十分に検討する余地はあるかと思います。ぜひ高鍋町消防団長ともいろいろと検討いただくことを願いまして、高鍋町の消防団の強化、機能別消防団員についての質問は終わります。

次に、質問事項２、肺炎球菌ワクチンの定期接種について質問いたします。

肺炎は日本の死亡原因の第４位であり、成人の肺炎の約２割から３割は、肺炎球菌という細菌により引き起こされとの報告があります。肺炎球菌はこのほかにも、血液の中に細菌が回ってしまう敗血症などの重い感染症の原因になることもあります。厚生労働省が肺炎球菌の感染症を予防できるワクチンの定期接種を呼びかけておりますが、肺炎球菌感染症とはどういうものなのか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、肺炎球菌感染症とは肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気でございます。この菌は主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染をいたします。日本人の約３％から５％の高齢者では、鼻や喉の奥に菌がいるとされております。これらの菌が何らかのきっかけで気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあるということでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ３番、橋重文議員。

○３番（橋 重文君） ３番、橋重文。肺炎球菌ワクチンの効果はどうか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。肺炎球菌には９０種類以上の血清型がございます。定期接種で使用するワクチンはそのうちの２３種類の血清型に効果があるとされております。この２３種類の血清型は、成人の侵襲性肺炎球菌感染症、これは本来は菌が存在していない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことを言います。この原因の約４割から５割を占めるという研究結果が出ております。

また、このワクチンはこの２３種類の血清型の侵襲性肺炎球菌感染症を４割程度予防する効果があるということでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ３番、橋重文議員。

○３番（橋 重文君） ３番、橋重文。肺炎球菌による感染症に対しまして、全ての肺炎が防げるわけではありませんが、有効性、安全性が確認されているワクチンであります。大変優れたワクチンであるように思いますが、新型コロナウイルス予防接種のときもありましたが、ワクチンを接種した場合、多少なりと副作用があるかと思いますが、健康被害

が起こった場合、救済制度はあるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。予防接種法に基づく町の定期接種で接種され健康被害が生じた場合は、その健康被害が接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定すれば、予防接種健康被害救済制度により町から給付金が支払われるものでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。もし肺炎球菌ワクチンの定期接種により、重い副作用が起きてしまったときは、どうすればいいのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。ワクチン接種後に何らかの重い症状がある場合や症状が長引く場合には、まずかかりつけ医やその症状に対応できる医療機関を受診していただき、ワクチン接種による健康被害の可能性があると医師が判断された場合には、すぐに役場のほうに御連絡いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。厚生労働省が示す肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。65歳の方並びに60歳から64歳の方のうちで、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。65歳の方ということですが、満65歳ということですかね。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。65歳の誕生日から66歳の誕生日の前日までの方となります。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。対象者は年度ではないということだと思いますが、接種対象者は肺炎球菌の感染症を予防できるワクチン接種を受けるにはどうしたらよいのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。65歳になられた方には、65歳の誕生日の属する月の翌月初旬に高鍋町高齢者肺炎球菌予防接種受診票が御自宅に郵送されますので、その受診票を持ってかかりつけの医療機関で医師等と相談の上、接種していただくこととなります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。接種医療機関はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。児湯医師会管内で24医療機関うち高鍋町内10医療機関となっており、宮崎県医師会とも委託契約を締結しておりますので、県内の医療機関で接種していただくことも可能でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。以前は70歳から100歳までの5歳刻みの年齢の人を対象とするようになっていたと思うんですが、肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者はなぜ変更になったのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。これにつきましては、対象者が変更となったものではございませんで、経緯を申し上げますと、肺炎球菌ワクチンは平成26年10月に定期予防接種のB類疾病に分類されたところでございます。

この際、65歳の方が対象者となったわけですが、経過措置として70歳以上、5歳刻みの年齢の方も対象として、暫定的に追加されたものでございます。その一巡後に、再度、令和5年度まで経過措置が延長されましたので、それぞれの年齢において2回の接種機会があったものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。令和6年度から接種の対象が変わったわけですが、今年75歳になるので接種しようと考えていた人もいます。肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者の変更というか、肺炎球菌ワクチン定期接種の対象者は、住民に広報等で周知は図られていたのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。対象者に受診票を直接郵送し、案内しておりました。その中で経過措置であるため、当該年度限りの接種機会であることはお知らせさせていただいていたところでございます。またテレビCM等においても周知が図られ

ていたということでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。今年、定期接種対象の人が誕生日前に 6 5 歳になった誕生日の次の月初めに通知が来るということを知らずに接種することも考えられるので、広報たかなべと何らかの周知方法が必要と考えるが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。本年度までは対象者のみの通知としておりましたが、来年度からは、毎年、年度初めに全戸配布を行っております高鍋町健康づくり事業の御案内の中に、予防接種の項目を追加いたしまして、肺炎球菌ワクチンについてもお知らせしたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、肺炎球菌ワクチン定期接種対象外の人がワクチン接種を受けることは可能なのか、伺います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。接種費用が全額自己負担となってしまいますが、可能でございます。

○議長（永友 良和） 3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。この場合の負担額はどのようになるのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。接種費用は 8, 0 0 0 円程度となっております。

以上です。

○議長（永友 良和） よろしいですか。いいですか。

3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。肺炎球菌ワクチンの定期接種対象の人の接種医療機関は分かりましたが、肺炎球菌ワクチン定期接種対象外の人々の接種医療機関はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。定期接種を実施いただいている医療機関で接種していただくことは可能でございます。それ以外の医療機関でも接種できる場合がございますので、直接、接種を希望される医療機関に御相談いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。肺炎球菌ワクチン接種対象外の人がワクチン接種した場合も、予防接種健康被害救済制度があるのかを伺います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。定期接種以外での接種は被害救済制度の対象とはなりませんが、医薬品副作用被害救済制度というのがございまして、そちらの対象となる場合がございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。肺炎球菌ワクチン接種については理解いたしました。今年度から実施される带状疱疹ワクチン接種につきましても、十分に住民に周知されるようお願いをいたします。私も肺炎球菌ワクチンの接種対象年齢になりました。肺炎球菌の感染症を予防できるよう定期接種をし、医療費の節約に努めたいと思ひまして、この質問を終わります。

次に、質問事項3、高鍋町の町木・町花について質問いたします。

高鍋町の町木・町花については、昭和49年10月1日告示第13号により、木はモクセイ、タカナベカイドウ、花はナデシコと決定しております。高鍋町の町木・町花について関心のない方も多数おられると思ひます。

そこで、高鍋町の町木・町花について質問させていただきます。

町木モクセイはどのような経緯で決まったのかお伺ひします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。高鍋町史によりますと、高鍋町では緑の垣根運動が早くから唱えられ、緑や花に対する関心が町民の間で高まり、花いっぱい運動が始められたそうです。この機会を捉えて、町の木、町の花を町民から募集し、町民憲章起草委員会による審査の結果、モクセイが選定されたと記されております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。モクセイであります。秋半ばに星のような小さな花を無数に咲かせ、独特の香りのいい匂いを漂わせる存在感のある樹木であります。はっきり覚えておりませんが、私たちが学校卒業時か、もしくは新成人式だったと思ひますが、御祝ひとしてモクセイの花をいただき、家庭の庭に植えていたのを覚えております。

現在も、記念樹として卒業生なのか新成人式なのかは分かりませんが、送っているのか、お伺ひします。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱本 明俊君） 社会教育課長。いつごろまで記念樹としてモクセイの苗

木を配布していたかの把握はできておりませんが、現在、モクセイの苗木の配布は行ってはおりません。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。高鍋町の町木がモクセイと知らない人も多くなっているように思われますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。その認知度に関する調査を実施したことがございませんので、正確な実態は把握できておりません。申し訳ありません。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。以前は校庭や官公庁、家庭にもたくさんのモクセイの木が植林されていたと思いますが、現在はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。以前との比較に関しましても、把握はしてはおりませんが、現在も役場でありますとか、中央公民館、小中学校などの公共施設をはじめ、町内で生育している場所を見かけることはございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。街路樹として高鍋町役場前の通りは桜、しんきん通りはヤマボウシとなっております。モクセイの木を街路樹としてするには難しいと考えます。それはモクセイは植えたまま剪定せずに放置していると、高さ七、八メートルまで育ちます。また、大きくなりすぎたからと今日剪定をすると、花が咲かなくなってしまうので、街路樹とすることは難しいかと私は思います。しかし、公園にはいいのではないかと思います。

町木でありますモクセイが公園に植林してあるのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。公園の植樹状況でございますが、キンモクセイが高鍋総合運動公園に19本、舞鶴公園に14本、中央公園に10本、その他8か所の公園にも1本から4本のキンモクセイが植樹されています。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。花期は9月から10月であります。それらの公園に出かけて香りを楽しみたいと思います。

しかし、私が今回一般質問をするということで、町民の方から御意見をいただきました。それはキンモクセイの花の強い香りがトリガーとなり、頭痛を起こすというアレルギー症状が出るので、花が咲く前に剪定してもらうことはできないのでしょうかというものであります。その方はキンモクセイの花が咲いている場所を避けて通行しているということ

であります。

杉も花粉の出ない杉に品種改良されております。モクセイは町内が香り豊かな町となるよう指定されているのではないかと思います、このようなアレルギーの方も増えてきていることも考えられます。今回、質問はいたしません、花粉の少ない品種改良されたモクセイがあるのか分かりませんが、このようなものを植林するのか、高鍋町木として残すのかなど検討していただきたいと思います。

次に、同じく高鍋町の町木であるタカナベカイドウであります、令和元年10月1日に追加されております。高鍋町の町木タカナベカイドウはどういう理由で指定されたのか、伺います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。タカナベカイドウにつきましては、1985年頃から調査が実施され、その結果本町固有の樹木である可能性が高いことが分かりました。その後、多くの方々の御尽力によりタカナベカイドウの保護、増殖、啓発活動が積極的に進められるなど、町全体でタカナベカイドウを大切に守り育てていこうという機運が高まり、多数の団体から町木指定の要望をいただきました。

そのような経緯を受け、町といたしましてもタカナベカイドウを町のシンボルツリーとして大切に育み、町の発展につなげていきたいという観点から、令和元年に町木の指定に至ったところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。私もタカナベカイドウきれいだなと思っておりますが、うちにも実はなぜかしたら1本あるわけでありましたが、タカナベカイドウはどこにいけば見られるのか、伺います。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱本 明俊君） 社会教育課長。タカナベカイドウにつきましては、個人宅を含めまして町内に90か所ほど植栽をされております。公共の施設としましては、黒谷街区公園や高鍋湿原などで御覧いただくことができます。

以上です。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。タカナベカイドウはどのくらい生息しているのか、伺います。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱本 明俊君） 社会教育課長。タカナベカイドウの生息に詳しい高鍋自然愛好会の話では、町内に自生しているものはなく、これまで高鍋自然愛好会の保護活動によりまして、本町内に約140本が植栽されております。

以上です。

○議長（永友 良和） 3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。タカナベカイドウの苗は購入することができるのか、伺います。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（濱本 明俊君） 社会教育課長。タカナベカイドウの苗の購入についてでございますけれども、高鍋自然愛好会から購入をすることができます。ちなみに昨年度2 件の問合せがございましたので、自然愛好会におつなぎをしております。

以上です。

○議長（永友 良和） 3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。相談を受けたときには、そのように紹介したいと思います。

続いて、同様に高鍋町花のナデシコであります、どういう理由で指定されたのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。先ほど答弁をいたしました町の木モクセイと同様、町民から募集し、町民憲章起草委員会による審査の結果、ナデシコが選定されたところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。このナデシコであります、秋月のものでありますように町花としてぴったりの花ではないかなと私はと思いますが、町民でも知らない人も多いのではないかと思います。町民への周知方法はどのようにされているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。町公式ホームページによる紹介のほか、下水道のマンホールの蓋約1,500 枚でありますけれども、そちらのほうにナデシコのデザインを装飾し、周知をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 3 番、橋重文議員。

○3 番（橋 重文君） 3 番、橋重文。マンホールに1,500 枚設置されていることを初めて知ったわけであります。

それでは、町長に質問したいと思いますが、秋月のものでありますナデシコが灯籠まつりの会場である舞鶴公園や嚶鳴フォーラム i n 高鍋の会場である高鍋美術館に開催時期に合わせて咲くように植え、開会とともに灯籠まつりや嚶鳴フォーラム i n 高鍋を開催すれば、秋月をしのぶとともに町花としてアピールできると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。私も観光協会の仕事をしていたりしたときに、高鍋町にナデシコの花が咲き誇るといいなと思って、何度か植樹を試みましたが、これが意外と小さい花で続きませんで、結構、湿気が多くて水が湧いてくるので続きませんでした。

ただ、議員から御提案をいただいた内容も踏まえて、今後どのような例えば鉢において並べるとか、いろんな方法があると思いますので、アピールの方法につきましては、今後、検討させていただきたいと考えます。

○議長（永友 良和） 3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番、橋重文。高鍋町の町木・町花について質問させていただきました。モクセイ、タカナベカイドウ、ナデシコを、高鍋町の町木町花として今後とも存続されると思いますので、存在感のあるように植林、植栽をし、町民に周知していただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（永友 良和） これで、橋重文議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。午後1時5分より再開いたします。

午前11時49分休憩

.....

午後1時03分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、1番、日高正則議員の質問を許します。

○1番（日高 正則君） 1番、日高正則でございます。本日、傍聴に来られました皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従ってお聞きしていきたいと思います。9代目米沢藩主上杉鷹山、「なせば成る なさねば成らぬ何事も 成らぬは人のなさぬなりけり」の明訓があります。上杉鷹山は宝暦元年1751年7月20日、日向の国から宮崎県高鍋藩主秋月種美の次男として江戸で生まれました。宝暦10年、1760年に8代目米沢藩主上杉重定の養子となり、元服成年の儀式の際に、名を治憲とします。翌年の明和4年、1767年に家督を継いで、弱冠17歳で9代目米沢藩主となりました。鷹山は傾いた米沢藩を救うため、まず大俵約令を発し、役人の贅沢や無駄を正すことから藩政改革への第一歩を踏み出します。その後、農政を改革し、教育を進め、産業を発展させていくのですが、最も大きな産業開発は織物業で、置賜特産の青苧を原料とした縮み織りに始まり、これらを基にして養蚕、絹織物へと発展していきます。

鷹山という名前にしたのは52歳からで、文化3年、1806年には56歳となった鷹山が養蚕手引を発行、配付します。文政5年、1822年に72歳で死去しますが、生涯を米沢藩の人々のために尽くした功績は、初代上杉謙信と並んで後世に語り継がれています。

町長はNHKへの陳情活動の推進に当たり、どのような思いでおられるのか、お伺いいたします。

次に、空き家等が増加している背景としては、人口、世帯数の減少がありますが、そのほかにも子ども世帯は別居し、親世代の空き家等を引き継がない、売却・賃貸が望ましいが、質や立地面で市場性が乏しい、老朽危険空き家等は除去されるべきだが、更地にする
と固定資産税が上がるため、そのまま放置していたほうが有利などがあります。今後、適切に管理されない空き家においては、倒壊や外壁材等の飛散など、安全面の低下、草木が生い茂るなど公衆衛生面の悪化、景観の阻害、防犯等の問題が生じ、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、町長の空き家対策についての認識をお伺いします。

壇上から以上の質問をさせていただき、上杉鷹山公NHK大河ドラマ化推進協議会によるNHKの陳情活動の推進についての中から②から⑤、空き家対策についての中から②から⑥は発言者席から質問させていただきます。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、上杉鷹山公NHK大河ドラマ化推進への思いについてでございますが、私が顧問となっております上杉鷹山公NHK大河ドラマ化高鍋町推進協議会の活動を通して、秋月家や高鍋藩の幾多の困難を乗り越えた歴史や、その教えを受け継いで育った上杉鷹山公を中心とした大河ドラマ化を実現し、本町の歴史や文化の全国への発信、観光振興や地域経済の活性化につながることを強く期待しているところでございます。

次に、空き家対策についてでございますが、関係課において対策を行っており、一定の成果は出ているものの、今後も空き家件数の増加が見込まれております。平成27年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村により空き家等に関する必要な措置を取ることが可能となりましたが、法第5条に空き家等の所有者等の責務が明記されており、所有者等は空き家等の適切な管理に努めることとされております。町といたしましては、関係課で行っている対策の継続及び空き家の所有者等への法の周知等を行い、快適な生活環境の維持に努める必要があるものと認識しております。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、町長のほうから、上杉鷹山公の答弁をしていただきました。私も、この質問をするに当たりまして、高鍋町図書館から2冊ほど本を借りまして、ずっと読んでみました。本当に、今、町として、この大河ドラマ化をやろうということで、施政方針にも出されておりますが、そういうことで、私もこれは成功、採用されれば、相当、高鍋町に対する認識度が全国から引き立つのではなかろうかということで、大いに、ドラマ化推進に何とか実現したほうがいいという一人の議員、皆さん議員、そう思っておられると思いますが、今後とも強力なリーダーシップでひとつお願いをしたいと思います。

空き家につきましても、町内、空き家の戸数が増えている状況でございますので、町と

してしっかりと前に進んで、強力な推進リーダーシップで後押しをしていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に、高鍋町は山形県米沢市、福岡県朝倉市、宮崎県の串間市の3市と姉妹都市として交流を深めておりますが、いずれも高鍋藩主、秋月家との関係が縁となっております。そこで、米沢市、朝倉市、串間市との連携はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。令和3年12月に米沢市にて上杉鷹山公大河ドラマ化を進める会、そしてまた令和4年8月に本町においても上杉鷹山公NHK大河ドラマ化高鍋町推進協議会が、それぞれ民間という立場で設立されております。当初は、朝倉市、米沢市及び高鍋町で活動をしておりました。今後は串間市も含めて3市1町での要望活動を行う予定としております。これは縦断するぐらい連携する町があるということ、特に米沢、高鍋、朝倉は藩校フォーラムという現在もつながる歴史になっているということです。そういう連携と、現在にも残っているということが非常に重要であります。また、串間市も活動に入れるということは、非常に重要であるということでした。

先日、NHKの宮崎放送局の局長、原淳さん、これは高鍋高校の出身でありますので、すぐ御相談に乗っていただきましたところ、串間市は非常に有効であると。都井岬というのは江戸時代と同じ姿だと。あの写真を持っていってくださいと。NHKで受けますと。都井岬と野生馬。というような話もありまして、今後、串間市も含めて、12月に行く予定の段取りをしているところでございます。共通認識の下、一貫したストーリーを提案するなど、より効果的な要望活動につなげてまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、町長のほうから答弁をしていただきました。我々議員も、米沢市、それから朝倉市、串間市、それぞれ議員活動でお伺いしておるところでございます。いずれにいたしましても、この大河ドラマを成功させるためには、高鍋町だけではなかなかできませんので、高鍋町、米沢市、朝倉市、串間市一体となって強力に推し進めていかなければいけないというふうに私も思っておりますので、連携を、今後、より密に取っていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

それから、次に、誘致活動の概観で、活動主体は、ほとんどの場合、ホームページを持つか、ブログ、フェイスブックなど、SNSを通じて情報発信をしておりますが、インターネットで提供されている情報から見る限り、誘致活動は民間有志、地方議会議員、市長など、様々な主体から提唱され、活動スタイル、経緯・経過も多様であります。歴史上の人物・一族等の活動範囲が広ければ広いほど、広域にわたってゆかりの地が存在し、中心人物以外の周辺の登場人物との関係性も広がります。それから、中心人物を個人だけでなく、複数、男女、夫婦、一族、地縁・血縁の近い人々等と上げてアピールする主体もあります。NHK広報部は、賛否を分けるのは1年間の放送に堪えるエピソードがあるか、

その人生に現代と共通するテーマがあるのかの2点として、地元の声も参考意見にさせてもらおうと述べております。そこで、NHKの陳情活動の推進状況についてお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。令和5年1月に朝倉市、米沢市、高鍋町にて要望活動を行いました。これは松下新平元総務副大臣であられて、NHKが直轄であったということと、その当時、宮崎県御出身の松坂千尋さんがNHKの専務理事をしておられました。この御縁で陳情に行きました。現在の宮崎県の芸術劇場の館長として松坂千尋さんはお戻りで、それでまたいろいろなお力を借りることになりますが、そのような連携と関係で陳情に行っていました。

それから令和6年6月には本町単独での要望活動、意見交換も実施しています。これは武見敬三、今現在の厚生労働大臣にはお父様が武見太郎さん、お母さんは秋月英子様でございますので、秋月の御縁で、よく墓参りにもお見えになります。いろいろ御縁がありますので、この大河ドラマのお話をしたところ、一応、段取りをするということだったんですが、現職の大臣が直接行くと、非常に圧力をかけるということになるということで、秘書の方と窓口を設けて行って、いろいろと要望をしていただきました。このときも原宮崎放送局長をはじめ、NHKの要人の方にお話をさせていただいております。2回ほど、そうやって行っております。

先ほども答弁させていただきましたが、今後は串間市も含め、3市1町で要望活動を行う予定であり、上杉鷹山公をメインに据えつつ、苦難を乗り越えてきた秋月家の歴史や上杉鷹山公、秋月種茂公、黒田長舒公が行った現代の地方創生につながる地方発の大革新などのエピソードを盛り込むことで、NHKが求めるストーリーに近づけることができるのではないかと考えて交渉をしているところでございます。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 今、町長のほうから答弁をしていただきました。私も先日東京に行ったときに、ある秘書から、今、町長が言われました宮崎のメディキッドの館長、その人が非常にこの件については詳しいということで、頼るといいんだがということでは言われました。町長が、今、言われましたので、そういうことでいろんな人を巻き込んで、前に進んでいただきたいというふうに思っております。

それでは、次に、全国から大河ドラマの誘致活動がされていると思っております。1つの事例を述べますと、横須賀市が三浦按針と徳川家康を主人公にして大河ドラマの実現を目指し、署名活動を展開中であります。三浦按針を大河ドラマの主人公と願う理由は何なのか。按針によって家康は西洋の文化を知り、オランダやイギリスとの貿易に関心を持つなど、外交政策にも大きな影響を受けました。異文化との出会いが江戸幕府をつくり、ひいては江戸時代250年の平和にもつながったとも言えます。異なる文化で育った按針と家康が歴史をつくり、日本とヨーロッパをつないだことは、グローバルな現代社会に生き

る我々にも学ぶところがあるのではないかという思いがあるそうでございます。

横須賀市庁舎及び市内の商店街に垂れ幕やドラマ化を願うポスターも作成し、PRしているわけでございます。そこで、陳情活動の推進について予算計上されているのか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。要望活動に係る旅費以外は予算計上しておりませんが、上杉鷹山公NHK大河ドラマ化高鍋町推進協議会においては、上杉鷹山公に関する名刺サイズのPRカードを作成し、周知を図っているところです。県内でも3か所、全国ものすごい地区が要望活動をしておられます。NHKによると、3年先まではもう大体決まっているんだそうです。高鍋町の今の要望活動は、まだ切り口を探す段階だと思いますので、地元の盛り上がりがあれば、NHK大河ドラマ化できるかということ、そうではないものでして、冷静に戦略を、この間もNHKの原局長とは戦略会議を開きましょうということで設けましたが、まだ切り口、戦略、どう攻めるかというのを、今、模索することが非常に重要な段階であり、今後、ある程度、行けそうだとするときになって、旗を立てるなり、いろいろと運動するということはあるかと思いますが、まだ窓口をどうするかという段階というふうに私は認識しているところであり、基本、この高鍋町が中心になって、今、これやっておりますので、そういう段階だとNHKとのセッションの中では認識しているところです。今後も、私個人のSNSを活用するなど、積極的にPR活動は行いますが、まずはNHKとどのような戦略で接するか、ここのところを練っていくことが重要だと、今の段階では思っているところです。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。次に質問することまで言われたかなと思っているんですけども、今、町長が言われましたとおり、私が横須賀市の話をしましたけれども、一応、署名活動もいっぱいされて、そういうPR活動もされておるということで、今、NHKから前向きに検討しますという返事が来ておるそうです。私はさっき言いませんでしたが、今、町長が言われましたので、横須賀市はそういうことで前向きに検討しますということでNHKのほうから言われておるというようなことでございます。そういうことで、まだ入り口だという町長の話でございますので、入り口をどんどん中に深めていただきたいというふうに思います。

次に行う質問も、今、町長が言われましたけれども、ダブるかと思いますが、またお願いしたいと思います。上杉鷹山公NHK大河ドラマ化推進協議会によるNHKの陳情活動の推進について、町内にドラマ化を推進する垂れ幕やポスターもなく、町民にはドラマ化推進が伝わっておらず、盛り上がりもないように思っておりますので、今後の陳情活動、さっき町長も言われましたが、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 2度行きました。前向きにという返事は常におっしゃっていただ

きます。これは全国どこから陳情に行っても、皆さんおっしゃるのではないかというふうに思います。いろいろと、のぼりを立てたり、旗を振ったり、いろいろやる段階は、相当先だという認識の上で、長期戦の上でやっていく必要があるなというところを、今、私は認識しておりますので、どこか本当に手応えがあったときには、そのような形をつくっていく必要があって、今の段階は、あまり町で騒げばいいというものではないという認識のほうが重要なというふうに思っているところでございまして、NHKの大河ドラマ化の実現には、議員のおっしゃるとおり、住民の機運醸成も大切だと考えておりますが、これまで行いました2回の要望活動におきまして、NHK側からは、時代が求めるもの、見る人に訴えかけるものが必要であり、視聴者に訴求力のあるストーリーが重要との御意見をいただいております。町内外の関係者の皆様の御意見も参考としながら、引き続き効果的・効率的な要望活動を行い、視聴者に訴求力のあるストーリーを磨き上げ、NHKの大河ドラマ化の実現に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、町長のほうから答弁をしていただきました。上杉鷹山公NHK大河ドラマ化推進協議会によるNHKの陳情活動の推進についてということで、今、町長のほうから言われましたが、私からの意見としまして、早めに担当する課、これを決めていただいて、そういう推進に当たっての専門的な課、どこがされるか分かりませんが、そういうようなことも決めていただいて、この問題につきまして前にどんどん進んでいただきたいというふうに思っております。前、町長が、私が話したときに、まだ担当する課を決めていないというような発言をされたのを私は覚えておりますので、どうかそういうところの担当課、これを早めに決めていただいて、前向きにどんどん取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

それでは、次に、今度は空き家対策でいきたいと思います。当時の課長答弁によりますと、空き家等対策推進に関する特別措置法におきまして、適切に管理されていない空き家の近隣から要請があった場合、所有者に空き家の適切な管理のお願いの文書発送によりまして、樹木伐採や家屋等の補修、空き家バンクへの登録が行われておりますので、計画策定の効果が表れていると、そういう答弁でございました。そこで空き家対策計画の現状と効果について、数字等があればお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。現在、計画を策定してから年間約20件の適正な空き家の管理のお願い文書を発送しておりますが、その中で約4割に当たる方が何らかの対応をしてくれている状況でございます。最近、国が行っている広報等も多く出ており、所有者等の意識も昔より高くなっていると思われます。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 今、建設管理課長のほうから答弁をいただきました。20件の空き家の文書を出して4割ということが言われました。本当に空き家対策が町内も増加して

いる現状でありますので、より空き家の減少につながることをお願いしておきたいと思いをします。

それで、次に、空き家バンクの取組について、高鍋町は2021年2月に宮崎県宅地建物取引業協会と連携協定を締結、同協会の不動産会社の協力を得て、高鍋町の空き家バンクに登録する情報を専門知識やプロのノウハウを用いて活動されていると思っております。令和3年度から事業を開始しておることですが、令和3年度から令和5年度の実績等をお聞きしたいと思います。また、移住関連情報サイトに発信されていると思いますが、その実績等もお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。空き家バンク事業の実績についてでございますが、事業を開始しました令和3年度から令和5年度末までに26件の物件が登録され、そのうち11件の売買が成約されております。また、移住関連情報サイトでの発信につきましては、町及び県の移住関連情報サイトに加え、令和5年10月から全国規模の空き家バンクの情報サイトに掲載するなど、さらなる情報発信を展開してきたところでございます。より多くの方の目に触れる機会が増えたことにより、このような実績につながっているものと考えます。

以上です。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、課長のほうから答弁をいただきました。令和3年度からそういう実績等を聞きまして、前に進んでいるという認識をしております。今後ともこの件数がどんどん増えて成功することをお願いしておきたいと思いをします。

それから、次に、高鍋町空き家支援について、空き家バンクに登録されております物件のリフォーム費用の一部、これは上限100万円と家財道具の撤去費用の一部、上限20万円を助成支援されておりますが、令和3年度から令和5年度までの実績をお伺いいたします。また、支援を拡大する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。空き家バンクリフォーム等補助事業の令和3年度から令和5年度末までの実績についてでございますが、リフォーム費用の補助が2件、家財道具の撤去費用の補助が5件となっております。支援の拡充についてでございますが、現在、空き家バンクへの登録を希望され、その建物等が未登記であるため取扱いができない物件に対しまして、登記など手続に係る費用の一部助成を今議会において補正予算に計上しているところでございます。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番。今、課長のほうから答弁をいただきました。数字的にはちょっと少ないかなと思っておりますが、今後、こういうことをやれば、どんどん件数が増えてくると思いますが、私からすれば、今、2つぐらいの支援内容でございますが、近隣

の町では、まちっとメニューを設けてやっておる町がありますので、そういうところに目を向けて、もう少し支援の拡大もやったらどうかというふうに思っております。そういうことが空き家対策の向上になってくるのではなかろうかと思っておりますので、今後とも予算的なこともありますけれども、もう少し支援の拡充をお願いしておきたいと思っております。

それから、次に、令和５年度の特定期間認定件数と、その後の行政指導や行政処分の内容をお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。令和６年３月に２件の認定を行いました。特定空き家等の対応は、その後、行政指導として助言、勧告、命令、代執行と行っています。現在は助言を行うための調査準備を行っているところでございます。

○議長（永友 良和） １番、日高正則議員。

○１番（日高 正則君） 今、課長のほうから答弁をしていただきました。件数的には少ないわけですが、この空き家が、相当な壊れ具合が大きい、壊れておる空き家が目立つようになってきております。そういうことで行政指導とか行政処分、この件数も増えてくるのではなかろうかと思っておりますので、今後、引き続きそういう手続等の指導をお願いしておきたいと思っております。

次に、所有者不明または連絡のつかない空き家の件数がどのくらいあるのか、お伺いいたします。今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、ますます深刻化するおそれがあり、その解決は喫緊の課題と思っております。そこで、今後の空き家対策の進め方についてお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。令和５年度は３０件の空き家に文書を送付したり、持ち主に直接交渉をしたところ、１８件については対応してもらいました。残りの１２件について、所有者不明が１件、連絡がつかない空き家は１１件でした。今後も引き続き所有者等への空き家の適正な管理をお願いするとともに、特定空き家等として認定を行い、行政指導や行政処分を進めていきたいと考えております。

また、相続登記の義務化などの情報を発信し、所有者への意識啓発や情報提供に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。地域政策課関係部分についてお答えいたします。

今後の空き家対策についてでございますが、町内の空き家物件の掘り起こしなどにより、空き家バンクの登録物件数をさらに増やしてまいりたいと考えております。加えて、町、県の移住関連情報サイトや全国版の空き家バンク情報サイトへの掲載を継続し、空き家の購入や移住を検討している方へ情報がより行き届くよう努め、空き家を活用した移住・定住の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 1 番、日高正則議員。

○1 番（日高 正則君） 1 番。今、2 人の課長から答弁をしていただきました。空き家の所有者への適切な管理のお願いが重要でありまして、特定空家の認定後の迅速な指導、それから行政処分も必要であろうと思います。空き家に関する情報発信が空き家の有効活用、今後の定住促進にもつながると思います。要するに、建設管理課と地域政策課の連携を密に取っていただきまして、空き家対策を円滑に進めていただきますようお願いいたします。1 番、日高正則、一般質問を終わります。

○議長（永友 良和） これで、日高正則議員の一般質問を終わります。

日程第 1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、6 番、兒玉秀人議員の質問を許します。

○6 番（兒玉 秀人君） 6 番、兒玉秀人。皆様、こんにちは。6 番、兒玉秀人でございます。

まず、台風 10 号で被害に遭われた皆様方に御見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

研修視察で 6 月に京都と大阪に行ってきました。京都は小学校のチーム担任制について、どのような効果があるのかを見てきました。大阪では大阪市場を見学し、いろいろなお話を聞くことができました。その中で、今後の農業は示唆に富んだことを教えていただきました。それは、今後の農業は大規模農業で機械化し、多量に生産する戦略を取っていくのか、逆に手のかかる機械でできない作物を作り、生産量は少ないが単価を上げていく方法にするのか。その土地に合った農業を模索していくことが重要であると教えていただきました。私はこの視察研修を通して、高鍋の農業の将来はどうあるべきなのかを考えるよい機会を得ることができました。そこで町長に今後の高鍋町の農業について、どのような展望を持っていらっしゃるのか伺います。

次に、町長は 8 月 25 日、東海市において、上杉鷹山の兄、秋月種茂が問いかけるものとして講演をされました。私はその講演を聞いていませんが、多分、秋月種茂公が子どもを大切にすることも含まれていたのではないかと思います。そこで 2 つ目として、少子化の中での高鍋町の子育てについて、どのように考えていらっしゃるのか、町長のお考えをお伺いします。

以下、1、農業政策についての 2 から 4、2、子育てについての 2 から 3、3、スケートボード場建設について、4、墓について、5、熱中症対応について、6、津波対応については、発言席で質問をいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、農業を取り巻く現状についてでございますが、高齢化や人口減少による担い手不

足が農業の未来に対する大きな課題となっております。また、耕作放棄地が急増し、周辺の環境にも悪影響を与えることになりかねませんので、今後、後継者及び新規就農者など新たな担い手となる農業者を育成し、農地を確実に引き継ぐことが非常に重要でございます。

高鍋町の平野部は水田地帯が形成され、台地部分には、かんがい設備が整備され、積雪もなく、温暖な気候の中で安定的な農業経営を行う環境が整っております。また、本町では、昨年6月にオーガニックビレッジ宣言を行い、オーガニックな食の提供を通じた有機農業の町としてのブランド化を推進していくこととしております。

本町といたしましては、担い手の育成を図り、地域のあらゆる資源を有効に活用し、慣行農業も合わせた地域づくりのブランド力を高めることで、時代、市場のニーズに応じた農業の発展を目指していきたいと考えております。

次に、少子化の中での高鍋町の子育てについてどのように考えているのかについてでございますが、急速に進展する人口減少、少子化という日本全国に共通する課題へ対応するために、国においては、こどもまんなか社会の実現を掲げ、こども施策に関する基本方針、重要事項を示したこども大綱を策定し、各種施策を推進しているところです。

本町におきましても、安心して子どもを産み、育てられる子育て支援の充実を目指し、取組を進めております。親の妊娠、出産期、乳幼児期から義務教育、さらには子どもの社会的自立を確立するまでの継続的な視点で、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくため、子どもや子育て当事者のライフステージに応じた支援体制を充実させていく取組が重要であると考えております。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。農業について、町長のお考えをお聞きして少し安心しました。有機農業については、販路ができ、高価格で取引ができるようになることを願っています。

さて、今後20年間で農業従事者が4分の1になると言われています。高鍋町も同じように、農業経営者の高齢化が進み、農業後継者が少なくなってくると思います。そこで、農業後継者についてどのような考えを持っているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。お答えいたします。

日本の農業は、人口減少と農業従事者の高齢化による深刻な担い手不足が課題となっており、農業従事者の高齢化の要因に上げられるのが後継者不足であると言われております。

2020年農林業センサスによりますと、5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している農業経営体の割合は、本町では2割程度ですが、全てが親族となっているものでございます。農業後継者が少ない理由の一つといたしまして、農業の収入が不安定であるからということが上げられると考えているところでございます。自然を相手にするため、気候の変化、災害の影響をもろに受けるとともに、社会情勢の変動に伴う物価変動も農業経営

に大きな影響を及ぼします。安定した収入を求める人は、職業として農業を選択すること
をちゅうちょする可能性があるものと思われます。農業は町を支える重要な産業である
とともに、良好な住環境の形成、災害防止に大きな役割を果たしております。町といたしま
しては、国の制度を活用した新規就農者に向けた生活資金、農業用施設等導入費用の助成
のほか、町独自の親元就農者への経済的支援、農機具等の導入支援など、各種の新規就農
者支援事業を活用して、農業後継者の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。今後、後継者がいなくなりますと不耕作地が増えてきます。
農業形態としては個人経営が96%ですが、経営作物面積では法人経営が23%を全国で
占めているそうです。そこで、後継者不足や不耕作地の対応の一つとして、農業法人があ
るのではないかと思います。現在、高鍋町には農業法人として約40法人があるとお聞き
しています。

先日の新聞に、日向市の有機農園の方の記事が載っていました。その方は、「時代が変
わり、人々の無農薬の野菜に対する理解が広がってきました。これからは、都会に出てい
た60歳以上の人たちが農業へ回帰してもらいたいですね。農業には定年がないし、地域
づくりも進むでしょう。将来は有機栽培のための協同組合を立ち上げ、みなさんで互いの
作業をカバーし、より多くの野菜を作りたいと考えている。」と述べられています。今後、
このような動きが出てくるのではないかと考え、そこで後継者対策や不耕作地対応として、
農業法人への働きかけがあるのか、伺います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。先ほど答弁いたしました新規就農者の支
援につきまして、個人、法人の区分なく対象とする補助メニューもございます。また、農
地の遊休農地化の防止、耕作放棄地の解消につきましては、法人、個人の区分なく取り組
んでいただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。ありがとうございます。町長のビジョン達成の理念で、農
畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、町は元気になるという町の発展していく上での
基本的な考えを示されています。農畜産業を豊かにしていくためにも、今後、農業法人に
期待するところは大きいと考えます。

長崎県西海市の企業立地奨励条例や、佐賀県大町町の企業立地の促進に関する条例の中
に農業法人の項目があります。大町町企業立地の促進に関する条例では、農業法人として
農業に関する権利の取得の有無を問わず、農業組合法人または会社法人によって農業を営
むものだそうです。また、雇用奨励金として、農業法人にあっては1人当たり10万円と
明記されています。

そこで、高鍋町の企業立地奨励条例の中に農業法人を入れて改正を行うことはできないか、伺います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。高鍋町企業立地奨励条例においては、農畜産物の加工を事業として行う施設の新設または増設に関して、農業法人も奨励措置の対象事業者となります。しかしながら、就農・営農を目的とした農業法人の事業に関しては、本条例による奨励措置はございません。就農・営農に係る農業法人への支援策につきましては、農業政策課と協議をしながら、どのような支援策が有効であるかを検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。農業法人を企業立地奨励条例の中に入れてやると。非常に大きなことで、農業法人が入ることは全然問題ないのですが、例えば、まず農業の前に商業、商店街、かなり歯もげ状態という形が多くなっています。商店街が、ただお店の面積、売場を広げるだけでは対象にならないのです。例えば、飲食店で餃子を買っている人が餃子を作る工場を造る、あるいは焼き鳥屋さんが焼き鳥を作る工場を造るという、一つの製造業として進化をしたとき、これが現在の、私が就任する前から奨励条例の中では決められています。

農業法人も、今年、群馬県のグリーンリーフという会社を見学に行きました。ここも有機農業をやっておられますけれども、この農業法人ですが、ミールキット、あるいは野菜のカット工場、巨大な工場を造っておられます。こうなると、製造業としてのいろんな補助が、農業は、ただでも補助が多いのですけれども、いろんな補助が入ってくるという状況になってきます。

私が役員をしている会社でも農業法人ですけれども、干し芋を作る工場を造り、ウイスキーのモルトを作る、麦を栽培する（ ）作りしましたが、これは申請はしておりませんけれども、そのような製造をするという形をつくることから認可を受けますので。ただ商業で言う売場面積を広げる、あるいは農業法人で言う、ただ耕作面積を広げるということと、この奨励条例の中で言う、いわゆる製造業として工場化というのになるかというのは、大きなポイントだと私は思っています。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。営農をされている方にとっては、企業立地条例の中にそれが入ってくると、非常に希望が持てるのではないかと思います。高鍋町は製造業だけではなく、農業にも力を入れているという実感ができるのではないかと思いますので、ぜひ入れていただいて、近隣の市町村にないものを入れることで、高鍋町の目玉にもなると考えています。

次に、子育てについてです。先ほど町長の子育てについての考えをお聞きしました。高鍋町の子育ては具体的にどのようなになっているのか、ホームページで調べてみました。役

場のホームページには、令和6年4月から第2子の保育料を無料化しますと出ていました。これを見ると、平成6年の4月から、第2子は全員無償になると解釈しましたが、制限等があるのか、この無償化についてどのようなものか伺います。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。本町で実施しております第2子の保育料無償化の内容についてでございますが、令和5年度までは、低所得のひとり親世帯を除き第2子にかかる保育料は通常の半額の負担となっております。令和6年4月分の保育料から、保育所等に入所している小学校就学前の子どもが同一世帯に2人以上いる場合、いわゆる同時に保育所等に兄弟で入所しているという条件とはなりますが、保護者の所得や家族構成に関係なく、第2子にかかる保育料を全て無償化の対象としたものでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。説明をお聞きしますと、全員が無償になるというわけではないということなのです。少しがっかりしているところです。

子どもがいらっしゃる家庭では、第1子ができた後、子どものためにそろそろ一戸建ての家を建てようかなと考えている方もいらっしゃると思います。高鍋町では、第1子が生まれたら4万2,000円保育料がかかると思います。その上、家を建てると月6万円くらいの支払いになります。合計10万円を超えます。これでは、高鍋町で子育てをして家を建てることは難しいのではないかと思います。家を建てるのを諦めるか、保育料のない他の町で家を建てて子育てをするのか、考えるのではないのでしょうか。

このことは高鍋町の産業にとっても大きなマイナス要因ではないかと考えます。町長の施政方針の中で、子育て支援として保育料無償化の推進、段階的に完全無償化と明記されています。先ほど述べました秋月種茂公は、子育てについても熱い思いを持っていらっしゃると思います。そこで、高鍋町の子育てとして、近隣で行われている第1子の0歳から保育料の無償化はできないか、伺います。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。第1子、0歳児からの保育料無償化についてでございますが、本町で実施しようとする場合、年間4,500万円程度の財源負担が見込まれているところです。町独自での保育料完全無償化につきましては、今後の国の動向、財政状況等を勘案しながら、実現に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。第1子からの保育料無償化となりますと、多分、小学校の給食の無償化と同じくらい、もしくはそれ以上の影響があるのではないかと考えます。ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと考えています。

次に、3項目めのスケートボード場の建設についてです。パリオリンピックで金メダル

を取った吉沢選手は、7月に行った相模原市の壮行会で、私が金メダルを取ったら室内練習場を造ってほしいと市長に頼まれています。オリンピックで金メダルを取った後、市長はハード面とソフト面から応援するための協議を進めていると話されたそうです。大変希望に満ちたすばらしい取組だと思います。

本町出身のスカイ・ブラウン選手も、オリンピック前に県民栄誉賞や高鍋町栄誉賞を受けられ、2大会連続で銅メダルを獲得した後も、県民栄誉特別賞を受賞されました。スカイ・ブラウン選手は、高鍋町で育ち、サーフィンをしながらスケートボードを小さい頃からしたと聞いています。ただし、スケートパークがないために、外国で練習を積んだとも聞いています。その当時、もし高鍋にスケートボード場があったら、今も高鍋町を拠点として活躍されていたかもしれません。今後、ロサンゼルスオリンピックで金メダルを取る可能性もあると思います。ぜひ、蚊口浜にスケートボード場を建設し、スカイ・ブラウンさんの名前をお借りして、スカイボード場というようなことはできないか、伺います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。8月7日に本町のホームページに掲載いたしました、スカイ・ブラウン選手2大会連続銅メダル獲得についての町長コメントの中でも述べておりますとおり、スカイ選手のスケートボードやサーフィンの原点は、ここ高鍋町にあると言えます。そのような意味では、蚊口の海浜公園はサーフィンとスケートボードができる場所としては好条件の場所と考えます。

なお、スケートボード場の建設及びその命名につきましては、様々な協議をしているところでございますが、実はいろいろと検討はしております。スケートボード場を1つ造るとなると、実は今、オリンピックの後、全国いろいろな所にたくさんできるんだそうです。極端に言うと、オリンピックができるぐらいの会場を造るか、あるいは、町のサイズに合わせた子どもたちが練習できるようにするのか、その条件が高鍋町にとって一番いいのはどこかということを、いろいろと計画を立てて推進しないと、中途半端なものを造っても意味がなかったり、大きなものを造ることもありません。また、全国いろいろな所にできるということですから、高鍋の場合は、目の前でサーフィンができて、その裏でという場所も、大体特定はしておりますので。この間、テレビのリモートでスカイ・ブラウンさんと話したときには、「スカイ・ブラウンメモリアルスケートボードパークというので名前をつけますよ。」と言ったら、ちょっと横を見たので、お母さんの顔を見たのかなと思いますけど、いいみたいなことを言いましたので、そういうのは可能かなと思ったりはしたところでありますけれども、ちゃんと法的に認証を得ないと、これも変に訴えられるといけけないので、認証をしながら、スカイ・ブラウンさんにちなんだスケートボード場、計画はしておりますし、どこでどのように造るかというのは、今、いろいろと試行錯誤をしているところでございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。スケートボード場は、スケートパークと違ってコンクリー

トで平面にして少しの障害物を設置するとできると思います。その後は、多分、利用する方がいろんな施設を持ってきて、それで運営できるんじゃないかなと思います。これができますと、官民で管理ができるというふうに考えています。ぜひお願いしたいと思います。

もし、蚊口にスケートボード場ができれば、小学校のスポーツ少年団や中学校の部活動の一環として活用することができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 教育長。

○教育長（奥村 昌美君） 教育長。近年、全国でスケートボード場の設置が急増し、子どもたちが幼い頃から定期的に練習できる環境が整ったことが、今の日本のスケートボード競技のレベルを世界トップレベルに押し上げた一因だと考えております。

本町にもスケートボードを行っている子どもたちがおり、現在は公園や駐車場などの広場で練習しているようですので、練習環境を整えば、これから競技に取り組む子どもたちも増え、子どもたちが持つ可能性をさらに高め、夢の実現にもつながっていくのではないかと考えております。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。蚊口に、もしスケートボード場ができましたら、蚊口は先ほど町長がおっしゃったように、サーフィン、eスポーツ、そしてスケボーと、すばらしい環境になってくると思います。この環境の中で子育てをしたいという方もいらっしゃると思います。そこで、このスケートボード場があることで移住促進も図られるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。スケートボード場の建設が移住促進に直接的に影響するものかどうか、現状での判断はできかねるところではございますが、例えば、練習に訪れられる方や大会に参加される方、このような方々により本町の交流人口や関係人口の増加につながる可能性は考えられると思われま。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。ぜひ実現できるように、町のほうでお願いしたいと思います。

次に、4項目めの墓のことについてです。高齢化が進み、墓じまいや墓の持ち主が分からないところがあるのではないかとと思いますが、実態はどうか伺います。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。本町内の墓地につきましては、把握できているもので76か所ございます。そのうち、条例で定める町営の墓地は唐木戸霊園の1か所でございます。76か所の墓地の中には、現在の持ち主が分からない墓も含まれております。また、令和5年度は墓じまいをされた件数が29件でございまして、近年、墓じまいを行う件数は増加傾向にございます。

なお、墓じまいを行う際に必要な手続や問合せにつきましては、町民生活課の環境保全

係で対応しているところでございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。町内の墓の管理及び整備はどのように行われているのか、伺います。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。町営墓地の唐木戸霊園につきましては、管理を町民生活課のほうで所管しておるところでございます。その他の墓地につきましては、原則として墓地の使用者または管理団体による管理をお願いしているところでございますが、周辺環境に影響を及ぼすような場合や災害などの緊急時には、町で対応すること考えられます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。町内にある墓地を数か所訪れてみました。大きな墓園には、墓園整備の碑があったり、管理者の分かる看板があったり、区画整理がしっかりとされているところもあり、水道施設もあるところもありました。しかし、中には荒れ果てている墓園もあります。その一つとして、道具小路南の墓地、この墓地は樹木が生い茂って鬱蒼としております。また、井戸もありますが壊れています。そこで、道具小路南の墓地の樹木の撤去と水道施設の設備はできないか、伺います。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。御指摘の墓地、元祇園墓地と呼ばれる箇所と思われますが、こちらにつきましては、墓地北側の樹木の枝葉が町道にまで伸びてきておりまして、通行への影響が懸念される状況でもございますので、本年度に剪定を予定しております。墓地内に生育しております樹木等に関しましては、原則として使用者等による管理をお願いしておるところでございます。

また、唐木戸霊園以外の墓地の水道設備につきましては、各墓地の使用者等により共同で設置されておりますことから、元祇園墓地につきましても現時点で町による整備の予定はございません。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。しっかりとした管理者が分かる墓地だったらいいんですけども、どここの墓地を守る会とか、連絡先がないような墓地もあります。そのような墓地は、管理団体がないところは、町として管理について働きかける必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。管理団体のない墓地につきましては、現在は各墓地区画の所有者、個人に対して管理をお願いしているところでございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。墓地の管理者が分からないというところについては、町の

ほうでぜひ話合いを持っていただくとか、もしくは看板を立てていただいて、町の連絡先等を明記してもらって、町外から墓参りに来た方や墓じまいをしたいという方が困らないような対応をしていただきたいと思います。

次に、5つ目の熱中症についてです。今年7月の熱中症で緊急搬送された方は、全国で4万3,195人だったそうです。7月としては2018年の5万4,220人に次いで2番目の多さでした。木城町では、7月19日に高齢者の方が熱中症で亡くなっています。そこで、まだまだ暑い日が続いていくと予想されますが、町内の熱中症対策はどのようになっているのか、伺います。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 町民生活課長。令和6年4月から改正気候変動適応法が施行されまして、熱中症特別警戒情報が発表された際には、市町村において住民等に対する当該通知の伝達や、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターの開放を行う必要があることから、本町でも県の体制を参考に、町民生活課と健康保険課を中心といたしまして、熱中症対策に関する体制を整備したところでございます。これにより、町民生活課のほうでは、県からの伝達情報を町民や関係部署等へ周知する事務を担当しております。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。健康保険課では、本年度から公共施設4施設をクーリングシェルターとして開設いたしました。ホームページやLINEで周知するとともに、広報たかなべの7月号において、自分でできる熱中症予防行動と合わせて周知をしたところでございます。また、公共施設における熱中症予防に関するポスターの掲示やチラシの配布により、町民に向けた広報啓発を行ったところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。クーリングシェルターについては、昨年の6月の一般質問で行いましたが、今年、先ほどおっしゃったように、役場、図書館、持田地区高齢者福祉センター、イワケン健康づくりセンターがクーリングシェルターとして指定されています。これだけ暑い日が多くなってくると、公共施設だけではなく、民間の施設の活用も考えることが重要だと思います。そこで、民間のクーリングシェルターへの補助はあるのか、また、クーリングシェルターと分かるのぼり旗等はあるのか、伺います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（井戸川 隆君） 健康保険課長。現在のところ、民間施設へのクーリングシェルターに関する補助等はございません。クーリングシェルターは、熱中症特別警戒アラートが発令された際に、暑さを避けて休憩できる施設でございますが、本年度は現在まで熱中症特別警戒アラートは一度も発令されておられません。今後、国の制度の見直しと運用状況を踏まえながら、民間施設へのクーリングシェルターの拡大、のぼり旗の設置等については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 6 番、兒玉秀人議員。

○6 番（兒玉 秀人君） 6 番。近頃、大変暑いので、街の中を歩く人は少ないと思いますが、このクーリングシェルターで、ここにありますよというのぼり旗等があると、下校中の子どもたちには利用できるのではないかなと思います。

先ほどおっしゃったように、クーリングシェルターは、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開放されることが義務づけられていますが、宮城県岩沼市では、アラートが発表された日以外でも、暑さをしのげる場所として利用できるように開放しているそうです。本町でもぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、学校のことですが、東小学校は、熱中症対策としてのセンサーが設置されていて、養護教諭の先生が保健室で運動場や体育館の様子が分かり、運動場等の使用の判定ができます。しかし、ほかの学校では、養護教諭の先生が外に出て、気温を測って判断したり、気象庁の情報で判断をしたりされているのではないかと思います。そこで、今年の学校の熱中症対策はどのようになっているのか、伺います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 教育総務課長。学校における熱中症対策といたしましては、まず、学校施設の空調設備を適切に活用することや、各種行事や部活動を行う際には、暑さ指数を計測し、熱中症事故の危険度の把握に努め、実施するか否かの判断を適切に行うこと等を確実に実践しております。

例えば、全校集会をする際、体育館の温度が高い場合には、児童生徒は空調の効いた各教室において、オンラインにより講話等を聞いております。また、児童生徒への対応といたしましては、登下校時を含め、帽子や日傘等により日差しを遮ることや、運動時あるいはその前後も含めて、適切に水分を補給し、休憩を取ること、体調に不良が感じられる場合にはすぐに先生に申し出ることなどを徹底して指導しております。

以上です。

○議長（永友 良和） 6 番、兒玉秀人議員。

○6 番（兒玉 秀人君） 6 番。東小学校以外の養護教諭の先生は、休み時間ごとに外に出て気温を測ったり、運動場や体育館の使用の判断をするというようなことが起こっていると思います。これでは、養護教諭の先生の仕事を多忙化し、本来の業務に支障があるのではないかと考えます。9月になり、運動会の練習も行っています。

2007年9月7日に日向市内の中学校3年生の女子生徒15歳が、体育大会の練習の途中、グラウンドで倒れ、熱中症で亡くなるという事故が過去ありました。その当時よりも気温は高くなっていると考えます。そこで、町内のほかの3校にも熱中症対応のためのセンサーの設置はできないか、伺います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（岩佐 康司君） 教育総務課長。先ほど答弁いたしました、各学校の熱中

症対策を行うに当たり、養護教諭や学級担任が環境省の熱中症予防情報サイトを確認したり、熱中症チェッカーで実際に暑さ指数を計測したりしております。

東小学校には、暑さ指数を計測するセンサーが常設されておりますが、設置されていない学校につきましては、担当の職員がグラウンド等に出て一定時間計測しておりますので、やや負担になっているとも伺っております。今後の設置につきましては、費用対効果も含め検討してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。熱中症予防警報システムとして、屋外用の初期費用が115万円、月2,000円で運用するものがあります。そういうのも活用していただいて、命を守ることにつながることの検討をお願いしたいと思います。

次に、厚生労働省によりますと、令和5年における職場での熱中症による死傷者は1,106人で、全体の約4割が建設業と製造業で発生しているようです。また、熱中症による死亡者数は31人で、建設業が12名、警備業が6名となっていました。このことを考えますと、屋外で仕事をされている方へ熱中症の注意がとても重要だと思います。

6月に高鍋西中学校の参観日に訪問した折、会計年度の職員の方が、暑い中、空調ベストを着けて駐車場の案内をされていました。この方は空調ベストとバッテリーは自費で購入されたとのことでした。役場の職員の方も、道路や公園での草刈り等、暑い中仕事をされている方を見かけます。熱中症がとても心配です。そこで、熱中症対策の一つとして、屋外で働く町職員用の空調ベストを購入することはできないか伺います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（横山 英二君） 総務課長。使用者は労働者の職務上の安全管理措置を講じる義務がございますので、熱中症に関しては、これまで職員に対し予防及び注意喚起の周知を図ってきたところでありますが、議員が申されるとおり、空調ベストなどの物理的対策も有効であると認識しておりますので、関係課と協議をしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。ぜひ実現していただいて、役場自らが熱中症対策をしていることを示していただきたいと思います。大変小さなことかもしれませんが、一つ一つの対策を取っていくことで、リスクを低くしていくことができると考えます。よろしくお願いいたします。

最後に、津波対応についてです。8月8日の地震があり、南海トラフ地震が来たのではないかと思った方もたくさんいらっしゃったのではないかなと思います。避難訓練では、すぐに徒歩で逃げて、高台や避難タワーへ避難すると思いますが、8月8日の町の対応はどうなっていたのか、伺います。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。8月8日に発生した地震への町の対応についてでございますが、町地域防災計画に基づき、防災行政無線による広報、災害警戒本部の立ち上げ、沿岸部にいる方に対する避難指示の発令、消防団による避難の広報など、津波に対する警戒を厳重に行ったところでございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。実際に起こると、いろんなことが見えてくると思いますが、蚊口の避難タワーに避難した人から、避難タワーは鳥のふんで避難も大変だったと言われ、私は先日、避難タワーを見てきました。蚊口の避難タワーの2階部分に入ってみましたら、ベンチに鳥のふんがたくさんあり、とても不衛生です。カラスのすみかになっていました。樋渡の避難タワーも同じような状況だと考えます。そこで、避難タワーの管理はどのようなになっているのか、伺います。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。避難タワーの管理や点検などは、危機管理課危機管理係において管理をしており、随時、点検や清掃に回るようにしております。できる限りきれいにしたいと考えておりますが、屋外の開放された施設であり、どうしても鳥のふんが落ちたり、葉っぱやほこりで汚れてしまうことを御理解いただきたいと思います。

今回、鳥のふんが落ちていて避難が大変だったということですが、津波避難タワーは一時的に命を守る避難施設であり、指定避難所のように長期間にわたり避難をする施設ではございません。津波警報発令など、緊急事態時には鳥のふんの有無にかかわらず避難をしていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。そのことはよく分かっているのですけれども、できましたら避難タワーの2階部分には壁にフックが出ています。そこにネット等をかけていただくと鳥が入らないのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

今回の地震では、津波警報が出た後、避難タワーに避難するのではなく、車に乗って高台に避難される方も多くいらっしゃったと思います。南海トラフ地震防災対策推進計画の第7節、交通第1款道路には、「町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知するものとする。」となっております。そこで、例えば車での避難を考えますと、津波避難警報等が出た場合、黒谷の坂道、あの道を津波避難対応として一方通行にできないか、伺います。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。津波避難の対応として、例えば黒谷の農高前の道路を一方通行にはできないかとの御質疑ですが、道路を一方通行にすることは、道路管理者の権限によっては可能でございます。一方通行にするためには、交通整理など

の体制も必要となり、突発的な地震の直後に、そのような体制を整えることは難しいと考えております。一方通行などの交通規制を可能とするためには、平時から災害時の交通規制、避難経路についての交通規制の内容など、道路管理者、警察、消防、公民館長など、関係機関とともに十分に協議を進める必要があると考えております。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。一方通行にするためには様々な問題があると思いますが、早急に検討をお願いしたいと思います。

この地震のとき、私はお店の駐車場にいました。地面が揺れて、車も本当に揺れました。数秒後、すぐに家に向かうために道路に出ました。そこは渋滞が始まっていました。中にはガソリンスタンドに車が何台も入って渋滞を起こしている状況があったのです。これは、避難した後のことを考えての行動だったと思います。しかし、避難がスムーズにできない現象です。地震が来て、津波注意報や津波警報が出た場合、ガソリンスタンドや店は閉店して、従業員の方も逃げるといった体制を整えることが重要だと考えます。そこで、今後、町主導で、地震の後、津波注意報、津波警報が出た場合には、店を閉めるという体制を整えていただきたいと思います。町としての指導はできないか、伺います。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。津波注意報や警報が発令された場合に店舗を閉めるかどうかは、個々の事業者の判断となり、町から一律に指導することは難しいと思いますが、議員のおっしゃるとおり、従業員の方が避難し、身の安全を守る行動を取ることは非常に重要でございます。今後、事業所等へ発災時の避難等について、周知・啓発等を図ってまいりたいと思います。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。津波の避難訓練は各地区で行っていますが、今の避難訓練では十分でないと考えます。先ほどお店とかスタンドとかという話がありましたが、そういう方々も入れて、避難訓練を1回は実施したほうがいいんじゃないかなと考えています。早急に検討をお願いして、一般質問といたします。

以上です。

○議長（永友 良和） これで、兒玉秀人議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。14時35分より再開いたします。

午後2時26分休憩

.....

午後2時34分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

_____ . _____ . _____

日程第1. 一般質問

○議長（永友 良和） 次に、2番、森崎英明議員の質問を許します。

○2番（森崎 英明君） 2番、森崎英明。2番、森崎英明でございます。本日、傍聴にお見えの皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。町長の施政方針であります農畜産物の支援についてお伺いします。

①で農畜産物のブランド化についてお伺いします。ブランド化は、農業の発展に欠かせないことと思っております。消費者は価格重視で価格の安いものを求める傾向にあり、また、農畜産物の価格はマスコミによって大きく反応します。ブランド化することにより、農家の生産意欲が湧いて、品質向上、安全安心な農畜産物の生産につながっていくと思います。高鍋町の農畜産物にあっても、宮崎県認証作物として多く生産販売されています。今回、大阪中央市場を研修させていただきましたが、他県についても地域ブランドとして市場にひしめき合って販売されておりました。高鍋町のブランド農畜産物についてどのように考えておられるか、町長にお伺いします。

壇上からの質問は以上とし、1の農畜産物の支援についての②、2の南海トラフ地震についての①から②、3、高鍋町の人口の推移について①から④、4、人口減少による財政問題についての①から②については、発言者席より行わせていただきます。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

高鍋町のブランド農畜産物についてでございますが、ブランドとは、私は4つのポイントがあると常々申しております。1つは個性・オリジナリティー。2つ目はブランドアイディア。いわゆる個性が何であるかということを確認に伝えること。そして3つ目は、内部の信頼。その地元の人たちがどれだけ誇りに思うか。そして4つ目は継続力。継続とは、すなわちチャレンジし続けたかどうかということでございます。そのポイントを踏まえて、本町ではみどりの食糧システム戦略を踏まえ、オーガニックビレッジ宣言を行い、地域ぐるみで有機農業への取組を進めているところでございます。有機栽培による環境に優しい農産物の生産、持続可能な農業と食文化の確立を通じて、高鍋町がオーガニックな町としての魅力を高め、広く認知されるということは、慣行農業を行っておられる農家にとっても非常に有利になってくるわけございまして、慣行農業も含めて本町全体のブランド化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。農畜産物のブランド化については、十分、町長も認識されていると思いますが、ブランド化は、農業者、農業団体、行政が結集して取り組んでこそ成立するものだと思います。そして、確かな生産物づくりにより、定質、定量、定時によって消費者から認めてもらうことにより、農家の所得の向上が目指せるというふうに思います。それと、高鍋町農業の活性化につながると 생각합니다。高鍋町農業農畜産物ブランド化の実現について、今後、町長の考え方を通して具体的に示していただきたいと思います。

次に、お茶価格の低迷についてお伺いします。宮崎県のお茶の生産量は全国第4位にあ

り、高鍋町は古くから産地であります。近年、煎茶需要は消費者のお茶離れにより年々減少しており、お茶生産農家はお茶価格の低迷により厳しい経営が余儀なくされております。高鍋町の生産者は宮崎県トップレベルの生産者のいる中で、自営工場の閉鎖、栽培面積の縮小、作物転換をされております。

一方、海外では和食ブーム、健康志向もあり、緑茶、抹茶の需要が伸びており、他県産地では積極的に海外輸出の取組をしているようであります。高鍋町でも持続的にお茶の生産を継続するためには、海外需要で特に人気を集めている有機栽培による抹茶の製造が必要であると考えます。ちなみに、JAは国内で有数のFA工場、茶工場を持っております。75ヘクタールから100ヘクタールの茶園の処理能力があります。しかしながら、抹茶製造については機械の導入が必要であります。また、そのための機械導入資金も必要となります。今後、抹茶は広く海外に受け入れられ、さらに人気の可能性が高まると思います。現状の厳しい状況に対して町長はどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。農林水産省によりますと、近年の茶の生産量は約8万トンで推移しておりますが消費動向は緑茶が減少し、比較的安価な茶葉を使ったドリンク等へシフトしております。また、茶の生産は、多くの燃料費が必要となり、近年の燃料費の高騰は茶の需要の停滞とともに経営を圧迫しております。

海外に目を向けてみますと、アメリカ等における日本食ブーム、健康志向の高まりにより、茶の輸出額は10年で4.4倍以上に増加しています。輸出には相手国が設定する品質及び残留農薬基準を満たすことが必要となってまいりますが、有機栽培茶はこれをクリアする可能性が高く、有機JASを取得することは、経営戦略上、非常に有効な手段であると考えます。私の接するお茶の生産農家の方も、JASの有機認証の方は、皆さんヨーロッパ等へ輸出をされております。ただJASの有機の認証を取っていないと、なかなか可能ではございません。

町では有機農業の推進を図るため、化学肥料から有機質肥料への転換を促進する取組に対する補助制度を令和5年度に創設いたしました。今後は、海外輸出を見据えた有機JAS取得による高付加価値化を推進するとともに、生産者と町、県、JA等の関係団体が一体となった支援体制の構築に向けて連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。先日、県のお茶担当に連絡を取りました。他県の情勢をネット上で見ますと、鹿児島県、静岡県、そういう中で情勢について大変厳しい意見が載っておりました。県の農政課のお茶担当に問合せしましたが、こういう話を言っているか、悪いか、考えますが、ひとつも危機感がないというふうに思いました。ネット上も見ただけだと思いますが、情勢等振興計画が載っておりますけれども、そういった面で1つも載っていないというように感じました。

お茶生産農家にもお話を聞きました。優秀な農家です。そのような中で、今後は抹茶製造にシフトするというような考えがあるということでしたが、そのためには先ほど言いましたように資金と茶の生産のロットがいるということでもあります。町長にお願いしたいのは、4町1市、それぞれお茶の生産をされております。首長会議などで町長が会う機会がありましたら、そういうことで町長がおっしゃいます、現在ある作物の中でブランド化という意味では、抹茶を作って海外輸出をしていく、そして市場開拓をしていく。ただ、作っても市場開拓せんとお金になりません。儲かる農業をしてほしいという気持ちでいっぱいありますので、町長のほうからも機会がありましたら4町1市のほうでお話をさせていただきたいというふうに思います。

それと、茶振興会と茶部会ということで、それぞれ担当部で会議に出られておりますが、そういう中でどういう話をされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（飯干 雄司君） 農業政策課長。部会のほうには私は出ておりませんが、お茶の農家と話す機会がございますので、いろいろな状況は聞いております。なかなか茶摘みの時期になると忙しくて時間が取れないんですけど、収益が上がらない。働けば働くほど赤字が増える。そういうような非常に苦しい状況というのは聞いております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 私もお茶農家の方に接しました。高鍋町内ではないですが、J A Sの有機で抹茶を作ってヨーロッパに輸出すると。これはすごく安定していいとおっしゃるんですね。今日、森崎議員がおっしゃいましたとおりの状況があります。じゃあ全員すぐに抹茶を作ればいいのかというわけではないわけで、ここからが、どう流通、あるいは得意先をつくっていくかという戦いです。ただ、現状のままでは、将来、人口減少、お茶を入れて飲むという時代がちょっと遠ざかっておりますので、そういう抹茶を作るとか、海外に目を向けるということは、もう必要不可欠であると考えます。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。先ほど言いましたように、宮崎県は第4位というような優秀な茶産地である。そういう形の中で、今、町長がおっしゃいましたように、市場開拓とブランドをつくるということが大切だと思います。そういう形で、町長がおっしゃいましたように進めて、私も考えています。J Aのほうにもそういう形で、先日行って話をしたところでありました。ただ、工場関係については、私の権限は何もありませんし、そういう形を取ったらということで、お茶担当とも話したところでありました。

続いて、南海トラフ地震についてお聞きしたいと思います。ハザードマップの確認についてということで、地震、津波、洪水、土砂災害などの自然災害による被害想定を基に作成していると思いますが、ハザードマップを参考に自分の地域を知り、日頃から災害に対する備えを心がけすることが大切だと思いますが、ハザードマップの配付についてお伺いし

ます。

また、8月8日に日向灘地震の被害等についてお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。ハザードマップの配付につきましては、これまでも複数回、全戸配付しており、直近では平成30年度に津波ハザードマップ及び洪水土砂災害ハザードマップを配付しております。そのほか、転入者や事業者など、必要とされる方に役場窓口で随時配付するようにしております。

次に、8月8日に発生した地震につきましては、日向灘沖を震源地とするマグニチュード7.1の非常に大きな地震で、日南市では震度6弱を観測したほか、宮崎市、串間市、都城市で震度5強、当町は震度5弱を観測したところです。被害の状況につきましては、人的及び住家被害については確認されませんでした。そのほかの被害では、町指定有形文化財黒水家住宅の玄関付近、しっくい壁の一部剥落、スーパー等における陳列棚商品の落下、宿泊施設の予約のキャンセルについて確認をしております。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。昨日、私の地区では草刈りがありました。その中で、こういう形でこういうことを聞いてみました。私の地区は南牛牧ですので、津波は来ない。ただし地震の災害はあるかと思います。ハザードマップをお持ちですかということを聞いたら、大変恥ずかしい話ではありますが、ほとんど持っておりませんでした。8月8日の日向灘沖地震もありましたので、そういう形で確認したわけですが、できれば広報とか公民館を通じて、再度、ハザードマップを持っているか、持っていないかという確認をお願いしたかと思いますので、大変費用もかかるとは思いますけれども、そこは予防のためにぜひ確認をしていただきたいと思います。

続きまして、②で自治会の集会所などの一時避難所についてということでお聞きします。町指定避難所が指定されておりますが、被害を想定した十分な避難人数に対応できるのか。また、自治会集会所の一時避難所利用は必要ないのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。被害を想定した十分な避難人数に対応できるのかということに関しましては、南海トラフで最大クラスの地震が発生した場合、県の被害想定では被災1日後の避難者数は、避難所に約6,600人、避難所以外に約4,000人、合計約1万1,000人と想定されているのに対し、本町の指定避難所の収容可能人数は合計で約7,000人となっており、災害状況によっては避難所不足が懸念されるところでございます。

自治会集会所の一時避難所利用について、必要ないかとの御質疑ですが、津波、洪水による浸水想定区域外の公民館施設を自主避難所の開設が可能な施設と位置づけており、避難生活を支える場としての役割を期待しているところでございます。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 続きまして、災害時の井戸の指定についてということでお伺いします。地震、災害は予告なしで避けることのできない現象であります。地震の発生により、停電、水道管の破損等により、たちまち断水が起これ、大変な不便が生じ、復旧にも破損箇所などの調査で長期にわたり断水が続くことが考えられます。飲料水については、ペットボトルというような形で、一番必要な水でありますけれども、対応できるというふうに考えます。町内には多くの井戸があり、生活用水を確保する目的で個人や事務所が所有する井戸を災害時のための指定井戸として登録できないか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。災害時に生活用水を確保する目的で、個人や事業所が所有する井戸を災害時のための指定井戸として登録できないかとのことですが、他市町村の事例等も参考にしつつ、導入について検討をしてみたいと思います。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。ちょっと調査をしてみました、指定井戸については、ちゃんと指定井戸として見ているところは、災害時の避難井戸ということでは表示がしてありました。ぜひそういう方向で、テレビ、新聞等が出るのも、一番困るのは水ということを感じております。洗濯もできない、風呂も入れない。これが一番苦しいことかなと。汚れて災害の片づけをするというようなことでありますので、ぜひこの井戸については取り組んでいただきたいと思います。

④で災害時の発電機ポンプの必要性についてお伺いします。関連ですが、停電すれば井戸の利用はできません。また、ポンプの設置がない井戸もあります。発電機、直接くめる水中ポンプの備えがあれば、すぐに対応ができます。その件について検討できないか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。発電機と水中ポンプの備えにつきましては、先ほどの指定井戸の導入に併せて、備蓄等についても検討してみたいと思います。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） それと、先ほど児玉議員のほうからも質問がありましたが、自家用車での避難ということで、8月8日の日向灘地震のときに、黒谷坂から南牛牧の私の家に入るところのゴルフ場の手前の農高の圃場のところが広がっておりまして、そこに私が行って数えたら20台ありました。それは1時間ぐらいでしたので、相当な台数が来ていたということでもあります。果たして、車での避難が安全で正しいのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 危機管理課長。

○危機管理課長（宮越 信義君） 危機管理課長。8月8日の地震の際には、総合体育館や南牛牧方面に避難する自動車が多数あったことは確認しております。

津波からの避難につきましては、徒歩での避難が原則でございます。津波避難の際には、

原則、徒歩での避難を行っていただくよう今後も継続して啓発をしてみたいと思います。

また、要介護者を避難させるなど、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合におきましては、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げないこと、道路や信号機の破損による事故が発生すること、車を道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンキーはつけたままとし、ドアロックしないことなど、自動車で避難する際の注意事項についてももしっかり啓発してみたいと思います。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 3番で高鍋町の人口の推移ということでお聞きしたいと思います。全国的に47都道府県、都市部を除いて人口減少の傾向にあります。高鍋町の人口の推移についても、コロナウイルスとか、出生の影響にあったかと思います。それと少子高齢化、Iターン、Uターンなどの影響もあるかと思いますが、①から④についてお伺いします。

①で過去5年間の出生人数についてお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。過去5年間の出生人数は、令和元年度158名、令和2年度143名、令和3年度144名、令和4年度119名、令和5年度99名、以上でございます。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。過去5年間の転入、転出についてお伺いします。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。過去5年間の転入者数及び転出者数でございます。令和元年度、転入942名、転出987名、令和2年度、転入894名、転出884名、令和3年度、転入821名、転出941名、令和4年度、転入、転出同数でございますが898名、令和5年度、転入880名、転出951名、以上でございます。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。続きまして、高齢化率についてお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。高齢化率でございます。令和元年度32.3%、令和5年度33.7%、以上でございます。

○議長（永友 良和） 2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番。高鍋町の現在の人口、10年後の予想人口についてお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課長。本町の現在の人口は、令和6年9月1日現在で1万9,032人でございます。10年後の予想人口でございますが、高鍋町人口ビジョンに基づいた11年後の推計値となります。2035年時点で1万7,155人で

ございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 2 番、森崎英明議員。

○2 番（森崎 英明君） 2 番。人口については、全国都市部を除いてこういう形が発生しているというふうに思います。

続いて、それに関連しますが、4 番で人口減少による財政問題についてということでお聞きしたいと思います。

①で財政に与える影響はということで、人口減少による税収について聞かせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。議員お見込みのとおり、労働人口の減少により個人住民税等が減少することが考えられます。

○議長（永友 良和） 2 番、森崎英明議員。

○2 番（森崎 英明君） 人口減少に伴う高齢化の進行により、社会保障費の増加についてお伺いします。医療費の負担が増えるのか、お伺いいたします。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。高齢者層 1 人当たりの医療費は、他の年代層に比べ高額となっており、中でも 75 歳以上のいわゆる後期高齢者の医療費はさらに高額となる傾向がありますので、本町におきましても、今後、高齢化が一層進展した場合には、医療費負担が増えることが考えられます。

以上です。

○議長（永友 良和） 2 番、森崎英明議員。

○2 番（森崎 英明君） 2 番。人口減少により生産年齢人口減少、経済活動の縮小など、それによって総生産も減少し、税収も減少すると予想されると思います。現在は健全な町政が自主財源と依存財源により行われていると思いますが、地震災害、自然災害などで日本の激甚災害が多発しており、私の考えではありますが、依存財源にも不安を感じます。今から先、人口減少を克服していけるよう、今以上の対策が必要と思います。人口減少の克服により、自主財源の確保、税外収入、ふるさと納税の確保により住民サービス、と単独事業など、支障を来さないよう取り組んでいただきたいと思います。

2 番、森崎英明の質問を以上で終わらせていただきます。

○議長（永友 良和） これで、森崎英明議員の一般質問を終わります。

_____ . _____ . _____

○議長（永友 良和） お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、加藤秀文議員からの一般質問は 10 日、明日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時02分延会
